

三重県家庭教育の充実に向けた応援戦略（仮称）
【中間案】

平成 28 年 11 月

三重県

目次

第1章 戦略策定の基本的事項	1
1 戦略の性格	1
2 家庭教育のとらえ方	1
3 用語の定義	1
4 戦略の取組主体	2
5 戦略の期間	2
第2章 現状と課題	3
(1) 家庭を取り巻く社会情勢の変化	3
(2) 家庭の状況	6
(3) 子どもの状況	12
(4) 家庭教育の応援に向けて	17
第3章 基本的な方向性	18
1 基本理念	18
2 基本方針	20
(1) 保護者と子どもの学びの応援	20
(2) 多様な主体で家庭を支える取組の充実	20
(3) 家庭教育を応援する体制づくり	20
3 取組の視点	21
(1) 切れ目のない応援	21
(2) 地域の特徴や家庭の実情に応じた応援	21
(3) 既存の取組の活用	21
第4章 取組方策	22
(1) 保護者と子どもの学びの応援	24
取組方策① 幅広い学習機会や情報の提供	24
取組方策② 学習コンテンツの充実	26
取組方策③ 子どもの習慣づくり	28
取組方策④ 次代の親としての学びの推進	31
(2) 多様な主体で家庭を支える取組の充実	33
取組方策⑤ 多様な主体の連携による活動の促進	33
取組方策⑥ 社会全体で家庭を支える気運の醸成	36

（３）家庭教育を応援する体制づくり	38
取組方策⑦ 応援のための基盤づくり	38
取組方策⑧ 県、市町、学校等の連携強化	40
取組方策⑨ 人材の養成	43
取組方策⑩ 相談体制の充実	45
家庭教育応援プロジェクト	47
テーマ１ みんなで進めよう！子どもの基本的生活習慣づくり	48
テーマ２ つくろう！家庭教育を応援する地域のネットワーク	50
テーマ３ 応援しよう！企業と連携した家庭の教育力アップ	52
第５章 戦略の推進にあたって	54
１ 多様な主体への期待	54
（１）家庭への期待	54
（２）地域への期待	54
（３）学校等への期待	54
（４）企業への期待	54
（５）行政の役割	54
２ 県と市町の役割分担	54
（１）県の役割	54
（２）市町の役割	55
３ 庁内の役割分担および連携	55
（１）各部局の役割	55
（２）推進体制	55
４ 戦略の進行管理	56

第1章 戦略策定の基本的事項

1 戦略の性格

本戦略は、家庭や子どもの育ちをめぐる現状と課題を分析した上で、それらに対処するための家庭教育応援のあり方についての基本方針を示すとともに、今後家庭教育の充実に向けて講じることが望ましい取組方策を示すものです。

2 家庭教育のとらえ方

本戦略においては、家庭教育を「子どもが自らの力を発揮して育つことができるよう、保護者が子どもに対して行う教育」ととらえます。

家庭教育は、子どもたちが、基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、規範意識、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につけるとともに、自己肯定感を高める上で重要なものです。

また、就学後は、学習習慣、運動習慣、読書習慣の定着を図ることにもつながるものです。

3 用語の定義

本戦略においては、次のとおり用語を定義します。

用 語	定 義
「子ども」	おおむね 18 歳以下の者としてします。
「保護者」	親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものとしてします。
「学校」 および 「学校等」	「学校」は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校としてします。 「学校等」は、「学校」に、幼稚園、認定こども園、保育所を加えたものとしてします。

4 戦略の取組主体

本戦略は、県が主体的役割を果たし、家庭および家庭を取り巻く地域、学校等、企業、市町等の多様な主体の連携・協力による「協創¹」の取組として進めるものとします。

5 戦略の期間

本戦略の期間は、おおむね 10 年先を見据えた、今後 5 年程度の期間とします。

¹ 協創：三重県の長期構想である「みえ県民力ビジョン」で示された県政用語。県民の皆さんと行政それぞれが「公」を担う主体として自立し、行動することで、「協働」による成果を生み出し、新しい価値を創造していくこと。

第2章 現状と課題

(1) 家庭を取り巻く社会情勢の変化

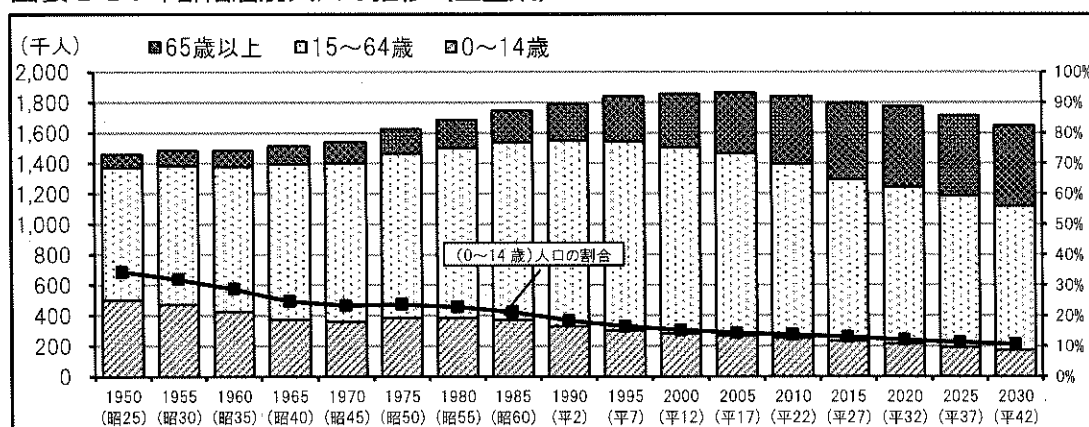
(子どもの数の減少傾向)

- 三重県の人口は約 187 万 3 千人をピークに、減少に転じており、おおよそ 10 年後の 2030 年には約 164 万 9 千人と、1980 年レベルの人口に戻るものと推計されています。

また、年齢別人口で見た場合の、年少人口(0～14 歳)も、昭和 46(1971)年から昭和 49(1974)年の第 2 次ベビーブーム時には増加したものの、その時期以外は減少傾向が続いています。

人口減少、少子化の進行により、今後も子どもの数は減少するものと考えられます。

図表 1-1：年齢階層別人口の推移（三重県）



資料：2015 年までは総務省「国勢調査」、2020 年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計値より作成

(家庭の小規模化と多様化)

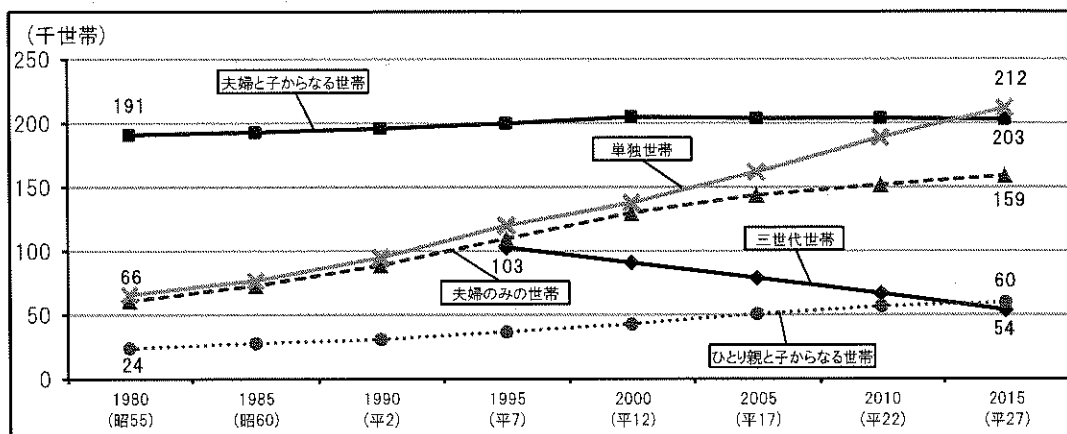
- 三重県における昭和 55(1980)年からの家族類型別の世帯数の推移を見ると、「夫婦と子からなる世帯」は横ばいで推移している一方で、「三世帯世帯」は減少傾向に、「ひとり親と子からなる世帯」は増加傾向にあります。

このことは、子どもがいる家庭一世帯あたりの世帯人員が減少していることを示しており、いわば「家庭の小規模化」が進んでいる状態と言えます。

また、家族類型の現状からは、同時に、家庭・家族のあり方が多様化していることもうかがえます。ひとり親家庭が増加していることはその一例ですが、その他にも里親家庭や養子縁組家庭、ステップファミリー²などさまざまな家庭の中で子どもが育まれているという現状にあります。

² ステップファミリー：子どもを持つ男女の再婚などによる、血縁のない親子関係や兄弟姉妹関係を含んだ家族形態のこと。

図表 1-2：家族類型別一般世帯数の推移（三重県）



資料：総務省「国勢調査」

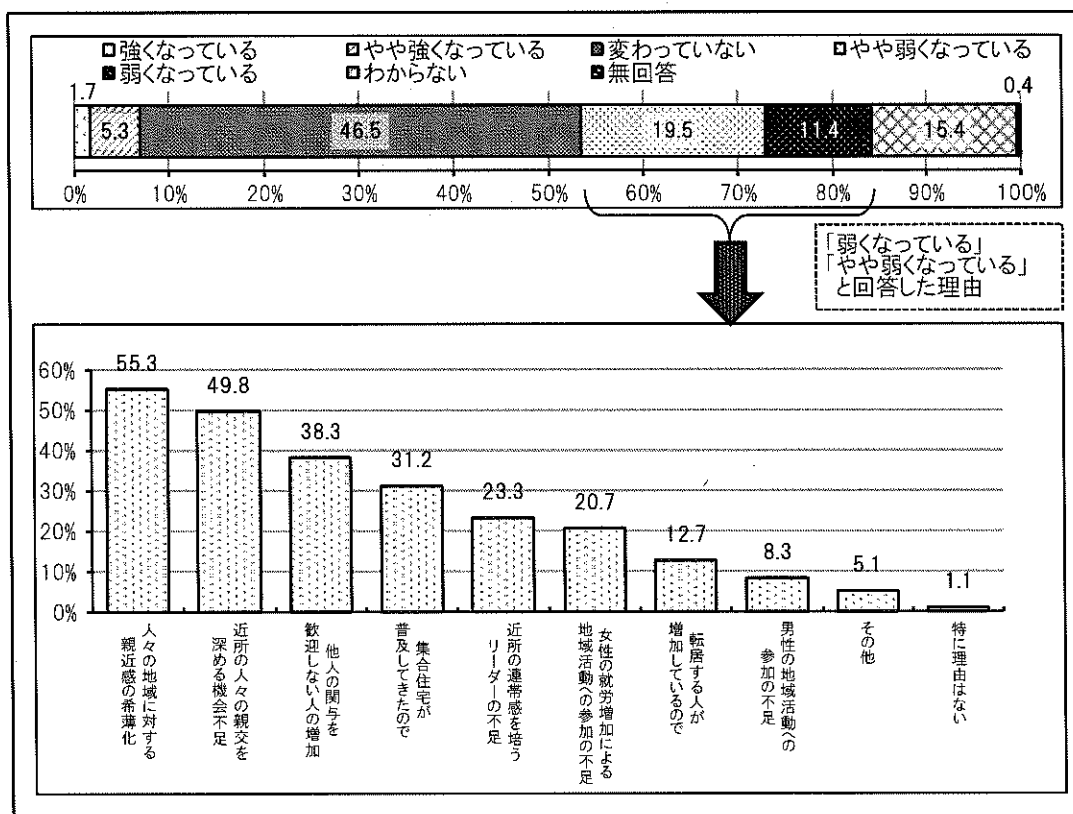
※三世帯世帯数は平成7年調査から集計されている。

（地域のつながりの希薄化）

- 住んでいる地域への親近感の希薄化、親交を深める機会の不足、他人の関与を歓迎しない人の増加等の理由から、以前に比べて地域のつながりが弱くなったと言われています。

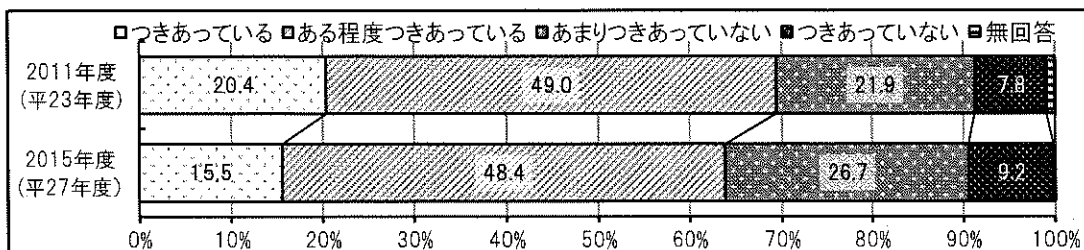
三重県子ども条例に基づく調査では、平成23（2011）年度調査と平成27（2015）年度調査を比較すると、近所づきあいをしていない県民の割合が増加するという結果を示しています。

図表 1-3：10年前と比べた地域のつながりに対する意識（全国）



資料：内閣府「平成18年国民生活選好度調査」

図表 1-4：地域の人々との付き合い（三重県）



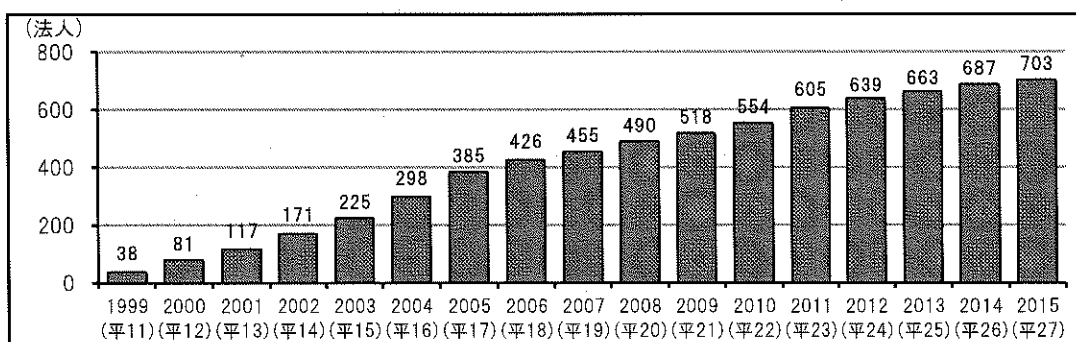
資料：三重県健康福祉部子ども・家庭局「三重県子ども条例に基づく調査・県民調査」

（子育てに関するNPOの増加）

- 家庭と地域とのつながりが弱くなったとの指摘がある一方で、家庭を支えようとする流れもあります。

例えば、三重県内のNPO法人数は、年々増加をしており平成27(2015)年度末で700法人を超えています。そのうち約半数の法人が「子どもの健全育成」を活動分野に掲げています。このように、地域において子育てを応援するグループやNPO、ボランティア団体など、志を持った人たちが多数活躍しており、家庭を支える大きな力になりつつあります。

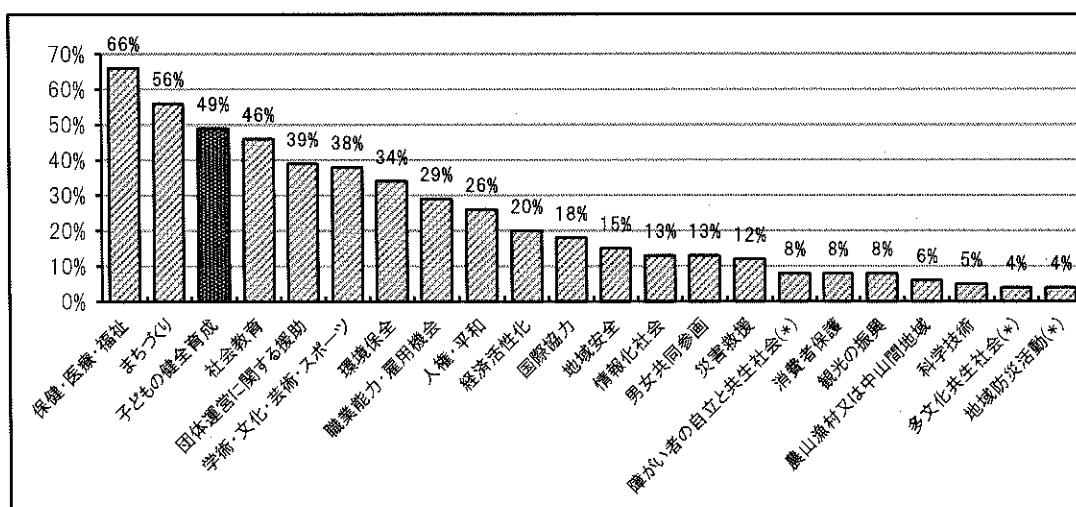
図 1-5：NPO法人数の推移（三重県）



資料：三重県環境生活部男女共同参画・NPO 課「データでみる三重県のNPO法人」(平成28年3月31日現在)

※法人数累計は、「認証数－解散等数」の累計

図 1-6：NPO法人の活動分野と割合（三重県）



資料：三重県環境生活部男女共同参画・NPO 課「データでみる三重県のNPO法人」(平成28年3月31日現在)

※(*)印は、三重県の条例で定める活動分野

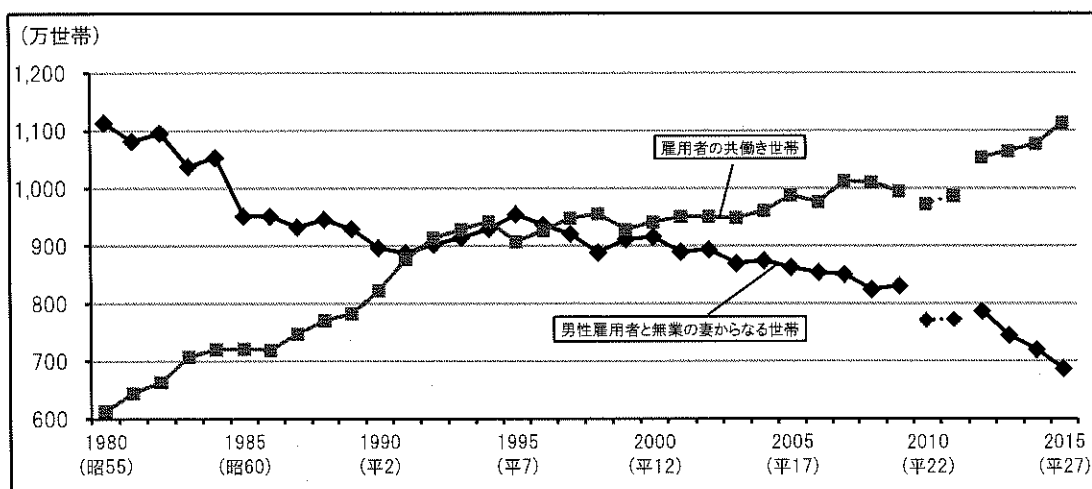
(2) 家庭の状況

(家庭における働き方の変化)

- 夫婦の働き方の現状を見ると、夫婦ともに雇用者の共働き世帯は年々増加し、平成9（1997）年以降は共働き世帯数が男性雇用者と無業の妻から成る世帯数を上回っています。

また、三重県における保育所在籍児数の推移では、保育所の在籍児数・在籍率とも増加傾向にあり、働く保護者が増えていることを示しています。

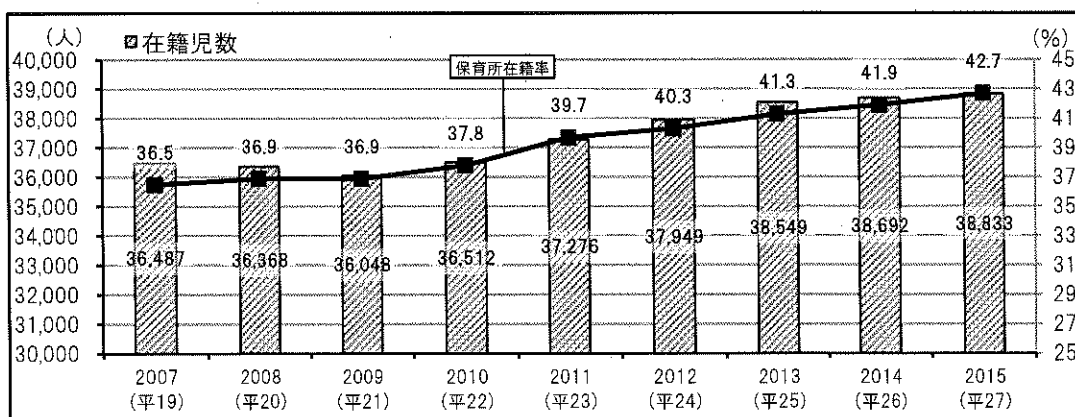
図表 2-1：共働き等世帯の推移（全国）



資料：内閣府「平成 28 年版男女共同参画白書」

- (注) 1. 1980 年から 2001 年は総務省統計局「労働力調査特別調査」(各年2月。ただし、1980 年から 1982 年は各年3月)、2002 年以降は総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口および完全失業者)の世帯。
3. 「雇い主の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者世帯。
4. 2010 年および 2011 年の値は、岩手県、宮城県および福島県を除く全国の結果。

図表 2-2：保育所在籍児数の推移（三重県）



資料：三重県健康福祉部子ども・家庭局

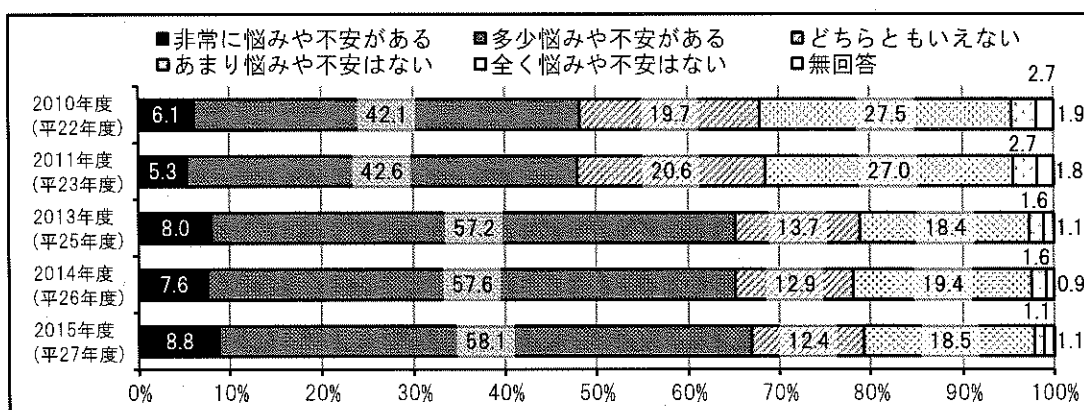
- (注) 1. 在籍児数は、4月初日現在で、幼保連携型認定こども園の保育所部分を含む。
2. 在籍率は、6歳未満人口における保育所在籍児の割合。ただし、6歳未満人口は、前年度の 10 月1日現在の人口を使用している。

(子育てやしつけに関する保護者の悩み)

- 公益社団法人日本PTA全国協議会「平成 27 年度教育に関する保護者の意識調査報告書」によると、子育てについての悩みや不安があるかという問いに対し、3分の2の保護者が、悩みや不安があると回答しており、増加傾向にあります。さらに、同調査では、8割の保護者が、「家庭で子どもに十分しつけをしない保護者が増えている」と感じていることを示す結果も出ており、多くの保護者が子育てや子どものしつけについての悩みや不安を抱えている状況がうかがえます。

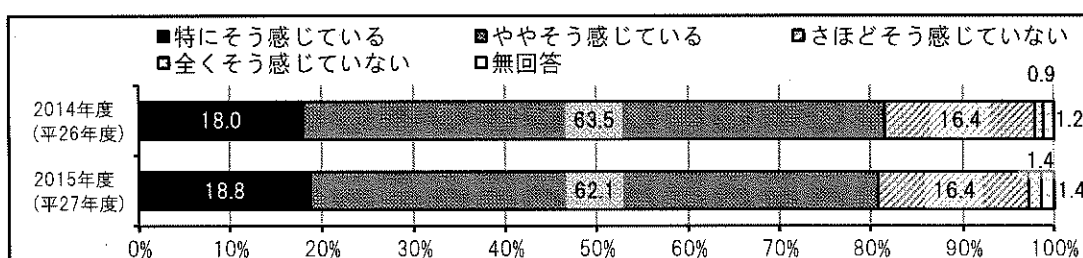
また、情報化社会の進展に伴い、教育や子育てに関する情報があふれ、インターネット等で簡単に情報が入手できる一方、教育に関心がある保護者ほど、その情報過多の中で、かえって子育てに悩み、心理的に追い込まれているという場合もあります。

図表 2-3：子育てについての保護者の悩みや不安の程度（全国）



資料：公益社団法人日本PTA全国協議会「平成 27 年度教育に関する保護者の意識調査報告書」

図表 2-4：家庭で十分しつけをしない保護者が増えているという声についての意識（全国）



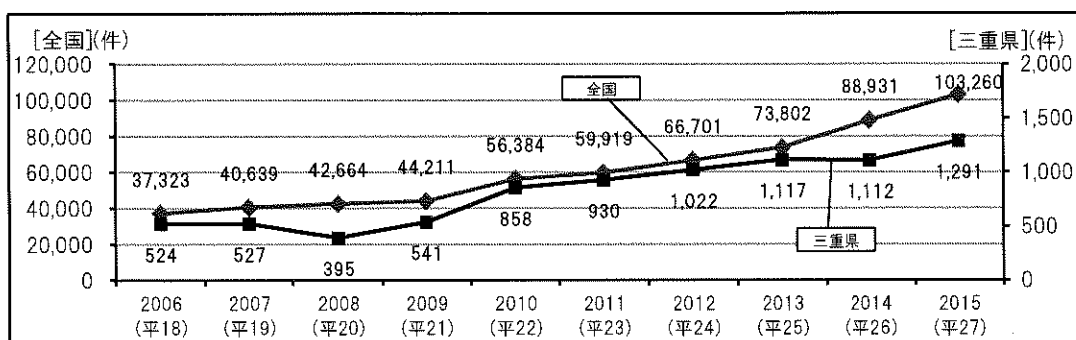
資料：公益社団法人日本PTA全国協議会「平成 27 年度教育に関する保護者の意識調査報告書」

(児童虐待の増加)

- 三重県における児童虐待の相談件数は、年々増加傾向にあり、平成 24 (2012) 年から4年連続で1,000件を超える高い数値で推移しています。

子育てに悩む家庭が孤立した状態におかれたまま、必要な助言や支援を得られずにいる場合があることも一因とされています。

図表 2-5：児童虐待相談対応件数の年次推移（全国・三重県）



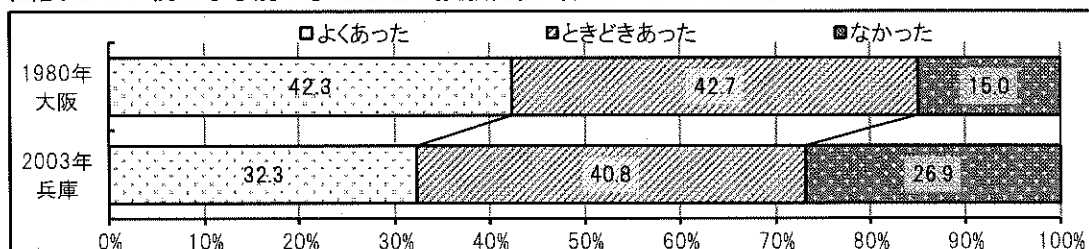
資料：三重県「子どもを虐待から守る条例」第 28 条に基づく年次報告書（平成 27 年度版）

（親になる前の子どもとの接触経験等の不足）

- 少子化を背景に異年齢の子どもと接する機会が減少し、子どもへの接し方が分からないなど、親になる準備があまりできていないまま親になる人が増えています。

親になる前の「子どもと接する機会」や「育児経験」が減少していることを示す調査結果もあり、子どもの虐待や育児不安等のひとつの要因として、子どもとの接触経験等の不足による「イメージと現実の育児とのギャップ」が指摘されています³。

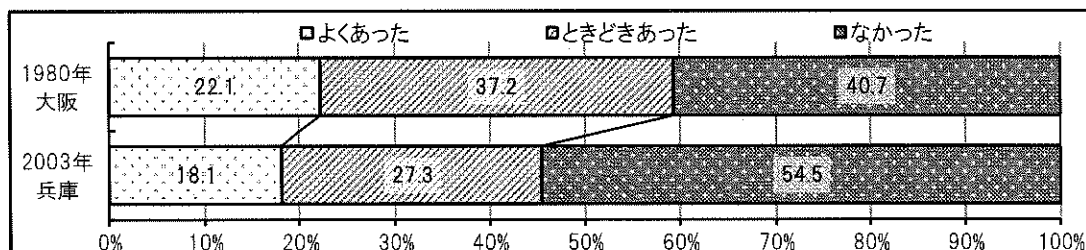
図表 2-6：親になる前の子どもとの接触経験（小さい子どもを抱いたり、遊ばせたりした経験）



資料：原田正文「子育ての変貌と次世代育成支援 一兵庫レポートにみる子育て現場と子ども虐待予防」（名古屋大学出版会 2006 年）

（注）1980 年調査は大阪府内、2003 年調査は兵庫県内で乳幼児健診等の機会を活用して保護者を対象に実施

図表 2-7：親になる前の育児経験（小さい子どもに食べさせたり、おむつをかえたりした経験）



資料：原田正文「子育ての変貌と次世代育成支援 一兵庫レポートにみる子育て現場と子ども虐待予防」（名古屋大学出版会 2006 年）

（注）1980 年調査は大阪府内、2003 年調査は兵庫県内で乳幼児健診等の機会を活用して保護者を対象に実施

³ 原田正文「子育ての変貌と次世代育成支援 一兵庫レポートにみる子育て現場と子ども虐待予防」（名古屋大学出版会 2006 年）

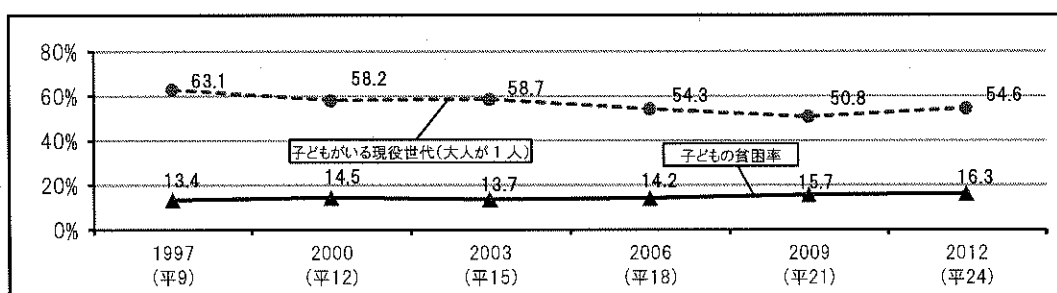
(子どもの貧困)

- 我が国の子どもの貧困率は 1990 年代半ば頃からおおむね上昇傾向にあり、平成 24 (2012) 年には 16.3%に達しています。そのうち、大人一人で子どもを養育している世帯における貧困率は 54.6%と、非常に高い水準となっています。

また、三重県内では小学生・中学生の 10 人に 1 人が、経済的理由により就学困難と認められ就学援助を受けており、その割合も年々増加しています。

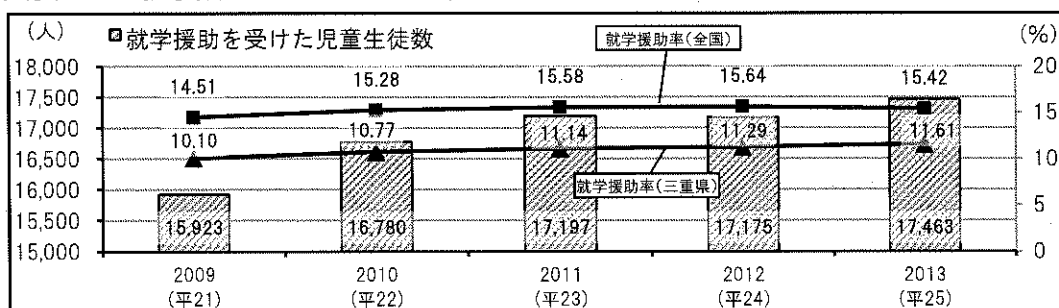
こうした家庭が抱える経済的な問題や家庭環境等から、家庭教育を行うことが困難になってしまう例もあります。

図表 2-8：相対的貧困率の年次推移 (全国)



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

図表 2-9：就学援助を受けた児童生徒数および就学援助率の推移 (三重県・全国)



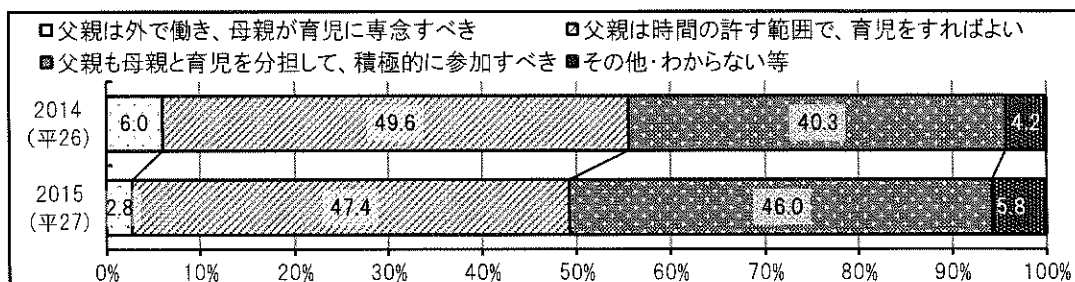
資料：文部科学省「要保護及び準要保護児童生徒数(各都道府県別)」

(父親の子育てへの参画の実態)

- 平成 27 (2015) 年に実施された父親の育児参画について尋ねた県民調査においては、「父親も母親と育児を分担して積極的に参加すべき」と答えた県民の割合が 46.0%となっており、同一の質問をした平成 26 (2014) 年の調査結果より、「積極的に参加すべき」と答えた県民の割合が増加しています。

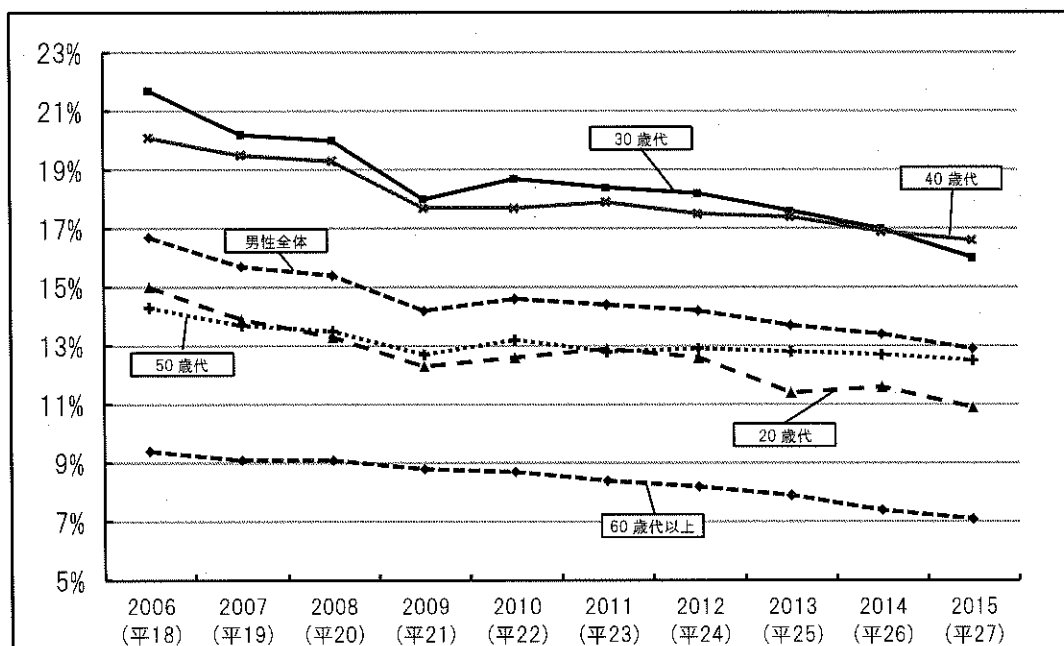
一方、国の調査によれば、1 週間の就業時間が 60 時間以上の男性雇用者の年代別割合は、子育て期と重なる 30 代および 40 代で割合が高くなっています。また、働く保護者の平均帰宅時間についての調査では、4 割弱の父親は夜 8 時以降に帰宅していることを示しており、育児や子育てに参加したくても、実際にはその余裕がないという実態がうかがえます。

図表 2-10：男性の育児参画についての考え方（三重県）



資料：平成 26 年調査は「第3回みえ県民意識調査(平成 26 年1月)」、平成 27 年調査は「三重県子ども条例に基づく調査・県民調査(平成 27 年7月～8月)」による。

図表 2-11：1週間の就業時間が60時間以上の男性雇用者の年代別割合（全国）

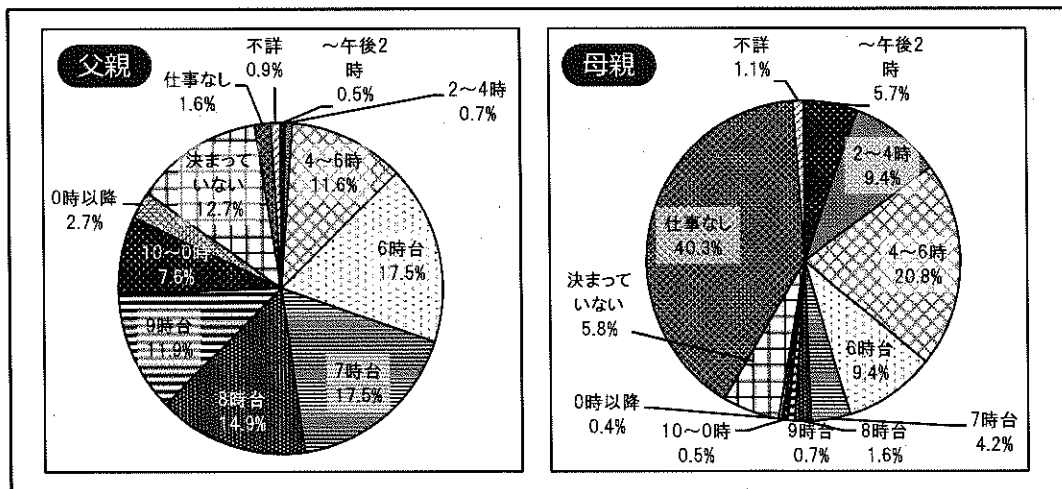


資料：総務省「労働力調査」

(注)1.非農林業雇用者について作成したもの

2.2011 年の値は、岩手県、宮城県および福島県を除く全国の結果。

図表 2-12：父母の帰宅時間



資料：厚生労働省「全国家庭児童調査」(平成 21 年度)

(支えを必要とする家庭)

- こうした現状からわかることは、仕事や生活に疲れ、余裕がないまま、子育てやしつけなどに対する不安や悩みに苦しむ保護者が少なくないということです。「家庭の小規模化」や「地域のつながりの希薄化」といった流れの中で、保護者が必要な知識や技術を祖父母から学ぶ機会が減り、地域で子育てについての相談・協力を求めにくくなるなど、家庭が孤立しがちとなる傾向もあります。

また、虐待や貧困といった困難な課題を抱える家庭においては、個々の家庭の頑張りや努力だけでは対応できず、悩みを抱え込んでしまう場合もあります。

こうしたことから、保護者の負担や不安を軽減する環境づくりや、親として子どもとどうかかわっていくかを考えながら学ぶことのできる場づくりが必要であり、地域や専門機関、行政など社会全体で家庭を支えることが求められています。

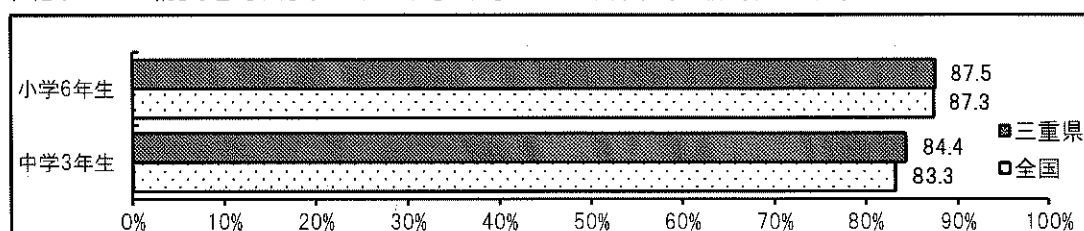
(3) 子どもの状況

(生活習慣の定着状況)

- 毎日の朝食の摂取や早寝早起きなどの基本的な生活習慣は、子どもたちの健やかな成長と生活リズムの定着のために重要となります。

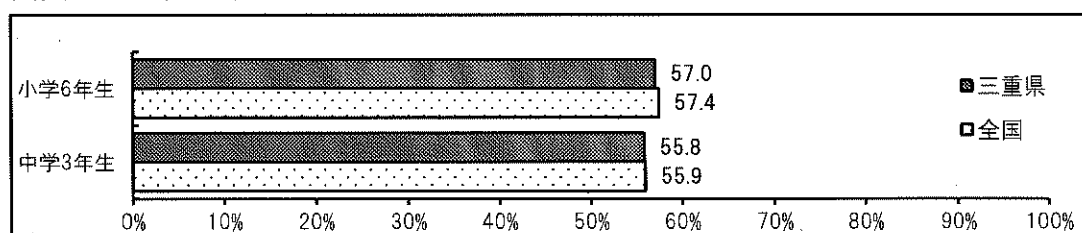
全国学力・学習状況調査の結果によると、三重県・全国平均ともに、朝食を毎日食べる子どもたちは8割を超えていますが、毎日同じくらいの時刻に起きる子どもたちは6割弱、毎日同じくらいの時刻に寝ている子どもたちは4割未満となっており、特に、就寝時刻に課題が見受けられます。

図表 3-1：朝食を毎日食べている子どもたちの割合（三重県・全国）



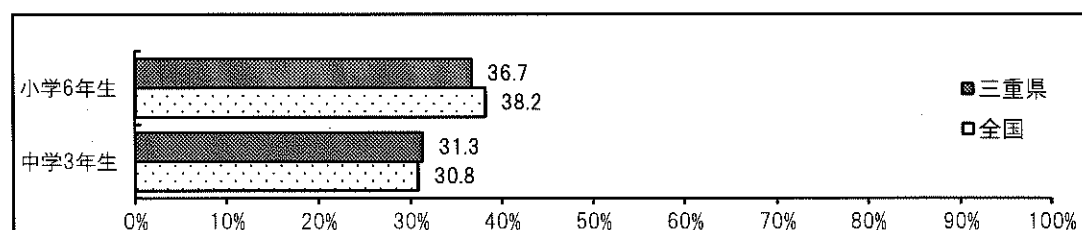
資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」(平成 28 年度)

図表 3-2：毎日、同じくらいの時刻に起きている子どもたちの割合（三重県・全国）



資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」(平成 28 年度)

図表 3-3：毎日、同じくらいの時刻に寝ている子どもたちの割合（三重県・全国）



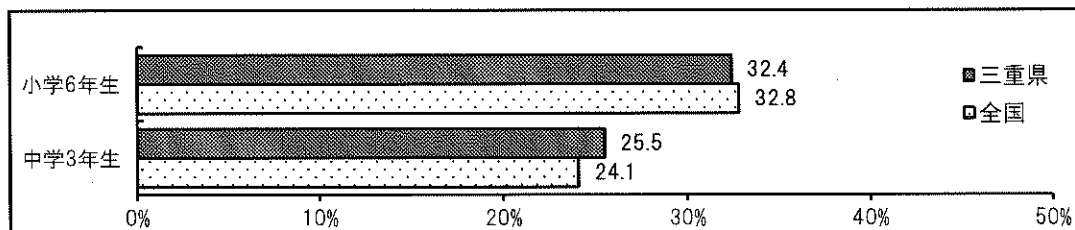
資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」(平成 28 年度)

(多様なメディアとの関わり)

- 全国学力・学習状況調査の結果によると、家庭生活の中で、テレビ等を視聴する時間が3時間以上である本県の子どもたちの割合は、小学生で32.4%、中学生で25.5%となっています。また、テレビゲームやスマートフォン等を使用したりする時間が3時間以上である本県の子どもたちの割合は、小学生で5.9%、中学生で18.6%となっており、中学生では、テレビ等の視聴およびスマートフォン等の使用の両割合とも全国平均より高くなっています。

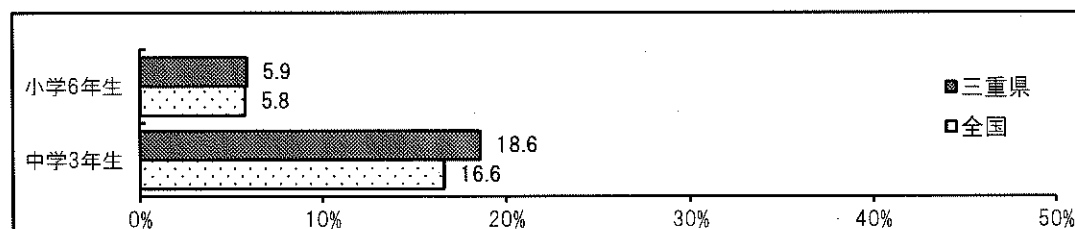
スマートフォン等については、その急激な普及により、子どもたちがネット利用に関わるトラブルに巻き込まれる懸念もあることから、子どもたちの情報モラルの向上も含めて、子どもたちの多様なメディアとの関わり方が課題となっています。

図表 3-4：平日、テレビ等を3時間以上視聴している子どもたちの割合（三重県・全国）



資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」(平成 28 年度)

図表 3-5：平日、スマートフォン等の通話やメール、インターネットを3時間以上使用している子どもたちの割合（三重県・全国）



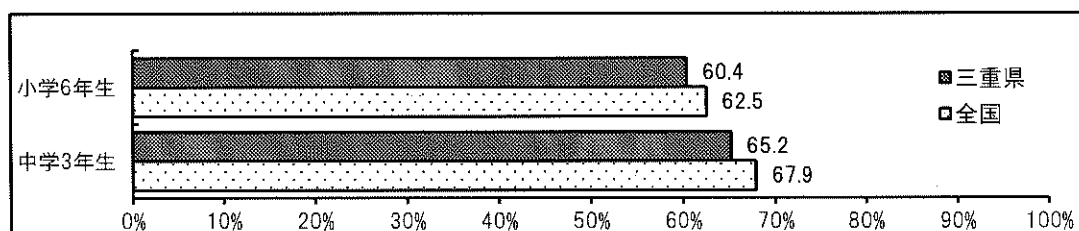
資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」(平成 28 年度)

（家庭における学習習慣や読書習慣の定着状況）

- 全国学力・学習状況調査の結果によると、学校の授業以外で1時間以上学習している本県の子どもたちの割合は、小学生・中学生とも全国平均よりも低くなっており、家庭における学習習慣に課題が見られます。

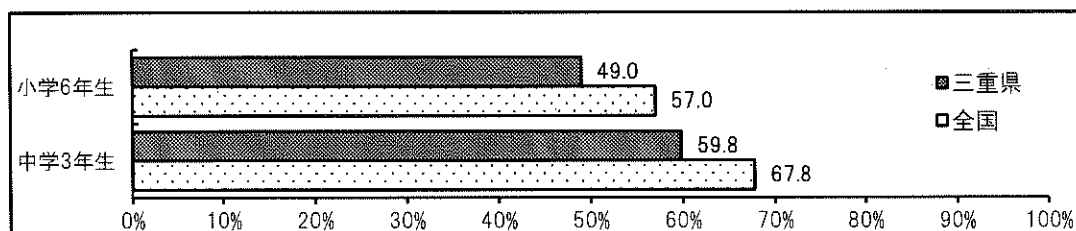
また、読書をする子どもたちの割合についても、全国平均よりも低くなっており、小学生・中学生とも読書習慣の定着が課題となっています。

図表 3-6：平日、学校の授業以外で1時間以上学習している子どもたちの割合（三重県・全国）



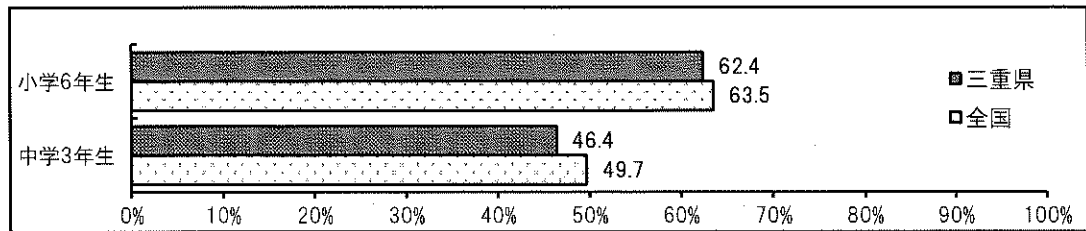
資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」(平成 28 年度)

図表 3-7：休日、1時間以上学習している子どもたちの割合（三重県・全国）



資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」(平成 28 年度)

図表 3-8：平日、10分以上読書をする子どもたちの割合（三重県・全国）



資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」(平成 28 年度)

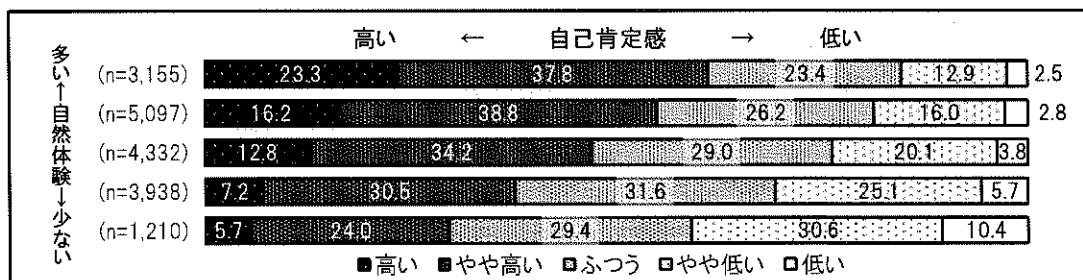
(外遊びや体験活動の機会の減少)

- 身近な公園など、子どもたちが安全に遊べる場が少なくなったことに加え、ゲーム機やスマートフォン等の普及、塾通いの増加などから、子どもたちが外で遊ぶ機会は減ってきています。

また、約 4 割の子どもがキャンプをしたことがほとんどないという調査結果⁴もあるなど、自然体験などの体験活動の現状に課題が見られます。

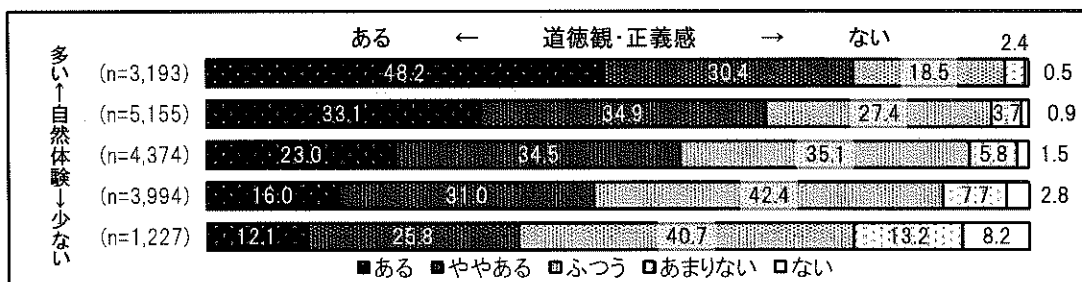
子どもの頃の体験活動が豊富な人ほど、自己肯定感や道德観・正義感が高いという相関も明らかになっており、遊びや多様な体験活動の機会づくりが求められています。

図表 3-9：自然体験と自己肯定感の関係【小 4～6、中 2、高 2】(全国)



資料：国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する実態調査(平成 26 年調査)」

図表 3-10：自然体験と道德観・正義感の関係【小 4～6、中 2、高 2】(全国)



資料：国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する実態調査(平成 26 年調査)」

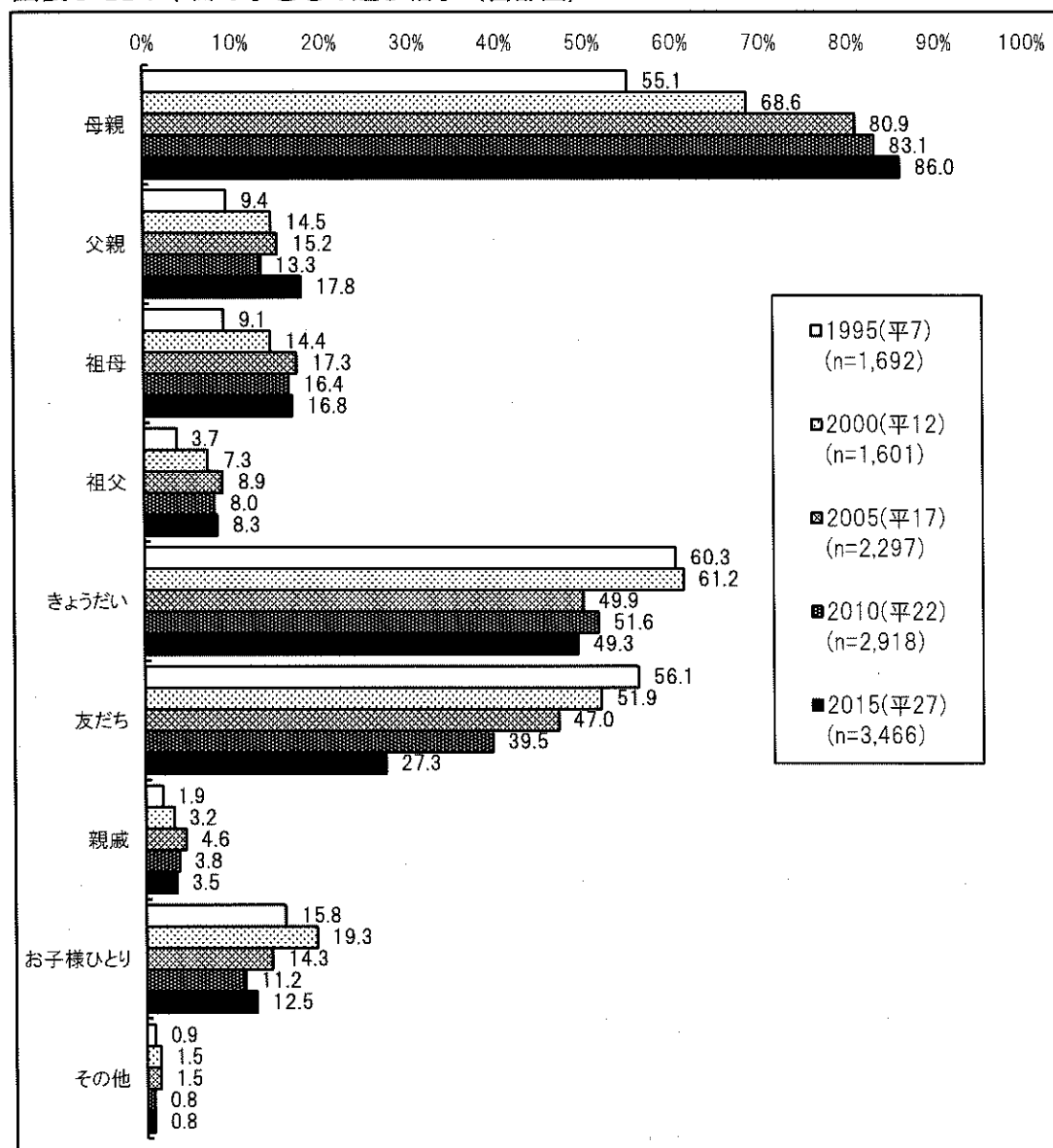
⁴ 国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する実態調査（平成 26 年調査）」

(他者との交流機会の減少)

- 家庭の小規模化の結果、子どもにとって、兄弟姉妹や親戚（いとこ等）が減少し、家庭において多様な人間関係を築くことが難しくなりつつあります。

また、家庭のライフスタイルの変化等により、子どもが友だちと遊ぶ機会が減ってきたとも言われており、子どもの人格形成において、規範意識や社会性を身につけるために重要な役割を担う他者とのコミュニケーションの機会が失われてきていることがうかがえます。

図表 3-11：平日の子どもの遊び相手（首都圏）



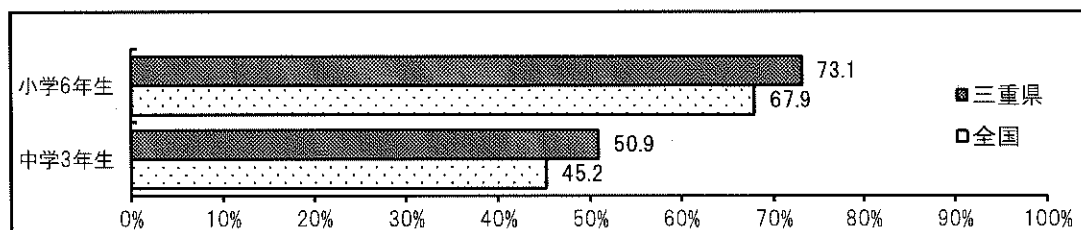
資料：ベネッセ教育総合研究所「第5回幼児の生活アンケート レポート 2016 年」

(注)首都圏の0歳6か月～6歳就学前の乳幼児を持つ保護者(主に母親)を対象に調査

(地域との関わり)

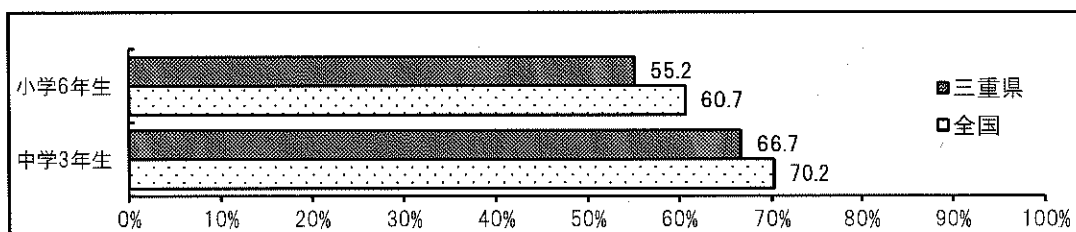
- 全国学力・学習状況調査の結果によれば、三重県の子どもたちは、地域の行事への参加率が全国平均よりも高い一方で、地域社会などでのボランティア活動への参加率については全国平均よりも低くなっており、主体的な関わりによる活動に課題が見られます。これらの特徴をふまえ、子ども・家庭と地域との接点を維持しながら、子どもたちがより主体的・積極的に地域に関わっていけるような質の高まりが重要となります。

図表 3-12：地域の行事への参加に肯定的な回答をした子どもたちの割合（三重県・全国）



資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」(平成 28 年度)

図表 3-13：地域社会でのボランティア活動への参加に肯定的な回答をした子どもたちの割合（三重県・全国）



資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」(平成 28 年度)

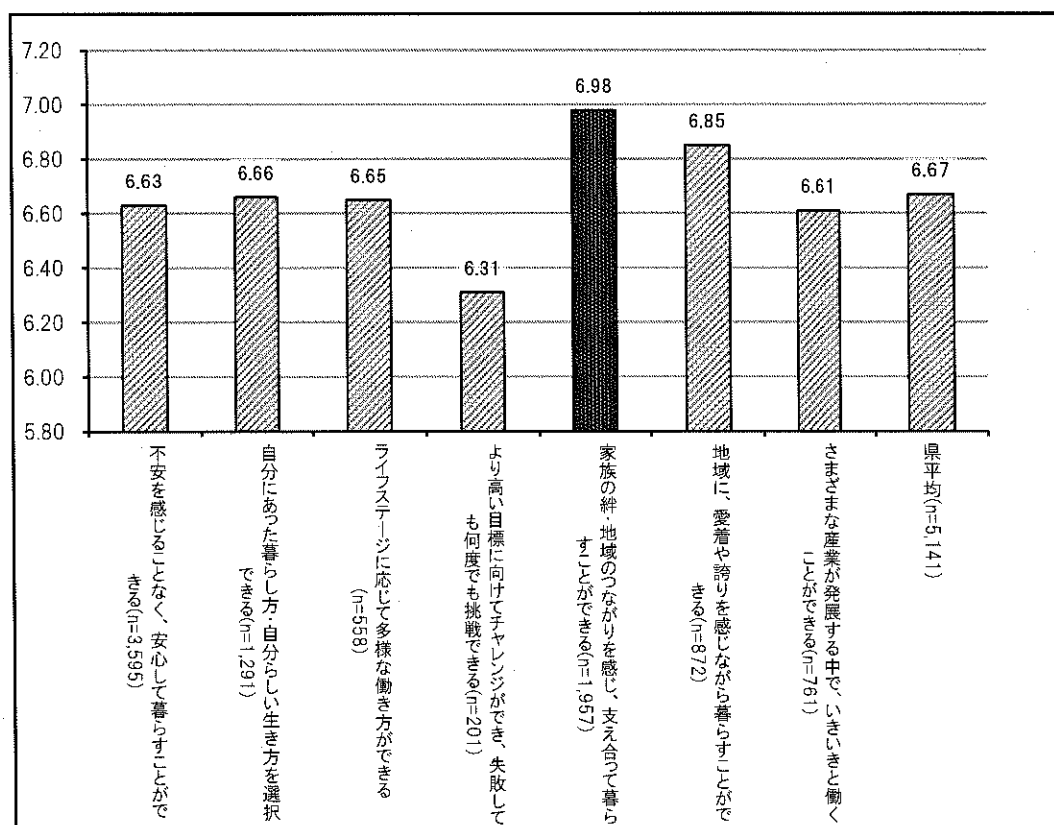
(4) 家庭教育の応援に向けて

- 「第5回みえ県民意識調査」によれば、将来の望ましい社会について「家族の絆や地域のつながりを感じ、支え合って暮らすことができる」を選択した人の幸福感⁵の平均値は、県平均 6.67 点に比べ 6.98 点となり、全ての選択肢の中で最も高いという結果が出ています。

この結果は、家庭や子どもの状況において明らかになった「余裕のなさ」「孤立化」「他者との交流の減少」「地域のつながりの希薄化」といったキーワードが示す現状を打破し、「家族の絆や地域のつながりを感じ、支え合って暮らすことができる」社会を築いていくことが、県民の幸福感につながることを示唆しています。今、家庭を支え地域のつながりを取り戻していくことが、支援を必要としている人だけでなく、全ての人びとにとって、幸福感を左右する大きな要素となりつつあります。

今後、家庭が未来に夢や希望を持って子育てを行うことができるよう、社会全体で家庭教育を応援していくことが、「幸福実感日本一」の三重の実現に向けた重要なテーマになるものと考えられます。

図表 4-1：将来の望ましい社会と幸福感（三重県）



資料：三重県「みえ県民意識調査分析レポート(平成 28 年度)」

⁵ 幸福感：「みえ県民意識調査」で継続して調査している県民の皆さんが日ごろ感じている幸福感のこと。「とても幸せ」を 10 点、「とても不幸」を 0 点として 10 点満点で調査している。

第3章 基本的な方向性

1 基本理念

子育ては、世代を越えて命を守り伝え、未来を創造する大切な営みです。そして、家庭はその根幹であり、子どもにとっての健やかな育ちの場、「心の拠り所」であることが期待されています。

また、家庭は、子どもが初めて出会う社会であり、人間が生きていく上での基本的な単位でもあります。子どもの自立を促し、人格の形成を担う家庭教育は、まさに「教育の原点」であり、保護者は、子どもの心身の調和のとれた発達を図る重要な役割を担うなど、その第一義的な責任を有しています。

しかし、少子化の進行や共働き家庭の増加をはじめとする近年の大きな環境変化の中で、家庭の規模や形態、家族形成の契機、家族同士の関わり方など、家庭・家族の有り様は多様化し、子育てやしつけ、教育に不安を感じる保護者、虐待や貧困といった困難な課題を抱える家庭が増加しています。

そこで、これまで行われてきた家庭教育応援の取組をさらに進め、各家庭が家庭教育に自主的に取り組むことができる環境整備を図るとともに、家庭を取り巻く地域、学校等、企業、行政などが一体となって多様な家庭を支えていくことが必要となっています。

こうしたことをふまえ、本戦略の「基本理念」を次のとおり掲げます。

**子どもたちの豊かな未来の実現に向け
「子育ての喜び」を共に育む家庭教育応援の取組を
家庭の自主性を尊重するという基本姿勢のもと
社会全体の「つながり」の中で進める**

【基本理念に込める思い】

子どもたちの豊かな未来の実現に向け

家庭教育は、来るべき時代を生きていく子どもたちの豊かな未来を願って行われる営みです。生まれながらにしてかけがえのない存在である子どもたちは、乳幼児からの家族とのふれあいや共同体験など愛情に支えられた日々の営みの中で、一人ひとりが可能性を開花させ、「生き抜いていく力」を身につけ、人生を豊かに輝かせていきます。

そこで、本戦略においては、「子どもの最善の利益を尊重する」という三重県子ども条例の基本理念をふまえ、家庭教育の応援に携わるあらゆる立場の者が、「全ては子どもたちの未来のために」という共通の思いを胸に、取組を進めていくものとします。

「子育ての喜び」を共に育む家庭教育応援の取組

家庭教育応援の取組は、家庭教育を担う保護者の学びを応援するものでもあり、「保護者が子育てを通じて自らの人生を豊かにしていく」という視点をふまえることが大切です。そしてそのためには、保護者の元気や子育てに対する意欲が引き出されるよう取り組むことが極めて重要と考えられます。

そこで、本戦略においては、保護者同士の学び合いや親子での体験活動などを通じ、保護者と共に社会全体で「子育ての喜び」を育んでいくことができるよう留意しながら、取組を進めるものとします。

家庭の自主性を尊重するという基本姿勢

家庭・家族のあり方が多様化している今、社会の中で一つひとつの家庭・家族の形が寛容に受け入れられ、全ての人が立場、境遇の違いを越えて豊かな人間関係を築いていくことが、非常に重要な視点となっています。それは家庭教育の多様性に関しても同様であり、それぞれの家庭が選択した考え方や営みは最大限尊重されるべきで、本戦略が価値観の押しつけとなってはなりません。

そこで、本戦略においては、家庭の自主性を尊重するという基本姿勢のもと、「家庭に委ねるべきこと」と「社会が応援すべきこと」とをふまえつつ、多様化する家族の形やそれぞれの家庭が置かれている実情に応じて、取組を進めていくものとします。

社会全体の「つながり」の中で進める

家庭が小規模化し、親戚や地域との人間関係が希薄化するという社会環境の変化を背景に、子育てを担う保護者の孤立感や不安感、負担感が増大する傾向にあります。こうした状況下においては、家庭の人間関係を外に向けて広げていくこと、即ち、保護者も子どもも地域や社会で他者との関わり合いを持てるようにすることが極めて重要となります。

そこで、本戦略においては、家庭が孤立することなく、外部との関わりを持ち、必要なときに多様なサポートを活用できるよう、地域、学校等、企業、行政など社会全体の温かい「つながり」の中で、家庭教育を応援する取組を進めていくものとします。

【めざすべき姿】

基本理念をふまえ、本戦略の「めざすべき姿」を次のとおりとします。

- 一人ひとりかけがえのない存在である子どもたちが、その可能性を最大限に発揮できるよう、さまざまな経験や体験、人との関わり等を通じて豊かに育っている。
- 保護者が、子育てに喜びや希望を感じ、またそのことを通じ成長し、自分自身の人生を豊かなものにしている。
- 社会全体で家庭を支える気運が醸成され、家庭教育の応援に向けた多様な取組が積極的に進められている。

2 基本方針

基本理念に基づき、上記のめざすべき姿を実現するための「基本方針」を、①「当事者の学び」（保護者と子ども）、②それを支える「社会全体の取組」、③両者の基礎となる「取組の基盤」の3つの観点から、次のとおり掲げます。

(1) 保護者と子どもの学びの応援

家庭教育に必要な経験・情報が不足しがちとなっている現状をふまえ、保護者に対する学習機会の提供など、家庭教育応援の取組を進めていきます。

(2) 多様な主体で家庭を支える取組の充実

家庭が孤立することなく、地域や社会全体で他者とのつながりや関わり合いを持つことができるよう、地域、学校等、企業、行政など多様な主体で家庭を支え家庭教育を応援する取組を進めていきます。

(3) 家庭教育を応援する体制づくり

家庭教育の応援に関する施策の総合的な策定と実施を担う「県」と地域の実情に応じた施策展開を行う「市町」の役割をふまえ、家庭に必要な応援が届くよう、また多様な主体それぞれの取組の相乗効果が図られるよう、家庭教育を応援する体制づくりを進めていきます。

3 取組の視点

めざすべき姿の実現に向けた、本戦略全体を貫く重要な「取組の視点」として、以下の3点を示します。

(1) 切れ目のない応援

地域や学校等、企業などの「横の連携」、幼稚園・認定こども園・保育所から小学校、中学校、高等学校等に至るまでの「縦の接続」を意識しながら相乗効果が生まれるよう、発達段階に応じた、かつ途切れることのない連続した取組を充実させていきます。

(2) 地域の特徴や家庭の実情に応じた応援

画一的ではなく、地域の特徴や個々の家庭の実情に応じた取組となるよう、留意しながら進めていきます。

(3) 既存の取組の活用

これまで行われてきた子育て支援の取組など、家庭教育に資する既存の取組を効果的に活用していきます。

第4章 取組方策

3つの「基本方針」を具体的に展開するため、10の「取組方策」により家庭教育の応援を進めていきます。

また、「取組方策」を構成する取組には、相互に連携・補完することにより、1つの目的に対する進捗を高めたり、課題解決を促したりするものがあります。このため、本戦略をより効果的に進めるため、このような複数の取組をとりまとめて注力する3つのテーマを設定し、「家庭教育応援プロジェクト」と位置づけ、横断的・総合的取組として展開していきます。

(1) 保護者と子どもの学びの応援

取組方策① 幅広い学習機会や情報の提供
取組方策② 学習コンテンツの充実
取組方策③ 子どもの習慣づくり
取組方策④ 次代の親としての学びの推進

(2) 多様な主体で家庭を支える取組の充実

取組方策⑤ 多様な主体の連携による活動の促進
取組方策⑥ 社会全体で家庭を支える気運の醸成

(3) 家庭教育を応援する体制づくり

取組方策⑦ 応援のための基盤づくり
取組方策⑧ 県、市町、学校等の連携強化
取組方策⑨ 人材の養成
取組方策⑩ 相談体制の充実

家庭教育応援プロジェクト

- テーマ1 みんなで進めよう！子どもの基本的な生活習慣づくり
- テーマ2 つくろう！家庭教育を応援する地域のネットワーク
- テーマ3 応援しよう！企業と連携した家庭の教育力アップ

取組方策の項目構成

○○○○←基本方針の名称を記載しています。

○○○○←取組方策の名称を記載しています。

取組方策の方向

※その取組方策の概要やめざすべき方向性を記載しています。

推進のポイント

※「基本理念」や「取組の視点」をふまえ、取組方策を進める上での手順や重視する点、特に留意すべき事項などをポイントとして記載しています。

基本的な取組

※その取組方策の具体的な取組のうち、取組全体の基礎を固める観点から早期に講じるべき取組を記載しています。

発展的な取組

※その取組方策の具体的な取組のうち、中期的、発展的な観点から講じることが望ましい取組を記載しています。

(1) 保護者と子どもの学びの応援

取組方策① 幅広い学習機会や情報の提供

取組方策の方向

保護者が家庭教育についての不安や悩みを解消し、子育てに意欲と自信を持つことができるよう、地域における多様な主体と連携し、保護者に対して、家庭教育に関する学習機会や必要な情報を幅広く提供します。

推進のポイント

(既存の取組の再点検と工夫改善)

- 家庭教育に関する講座等は、既にさまざまな場所において、多様な手法で行ってきており、まずはこうした既存の取組を再点検し、工夫改善を施すことにより効果拡大を図るところからスタートします。

(学習機会の提供に関する留意点)

- 学習機会の提供は、全ての保護者につながることが重要であり、学校等や保健施設などと連携し、多くの保護者が集まる機会に着目した取組を進めます。また、身近な場所において継続的に実施するよう努めます。

(学習内容に関する留意点)

- 学習内容については、子どもの発達段階に応じたものとする、楽しみながら学べる、参加者同士や親子で学び合えること等に留意します。また、自然や産業など三重県らしさを生かす体験を取り入れるなど、創意工夫を図ります。

(「男性の育児参画の推進」および「仕事と子育ての両立支援」の重視)

- この取組方策全体を通じ、「男性の育児参画の推進」および「仕事と子育ての両立支援」の視点を重視し、「男性」や「働く親」の学びが拡大することをめざします。

(保護者に応じたアプローチの工夫)

- 保護者の家庭教育に対する意識の差に応じ、アプローチの方法を工夫する必要があることに留意します。

例えば、家庭教育に熱心になるあまり悩みを抱えている保護者に向けては、保護者同士が交流する機会や肩の力を抜く情報の提供を行い、一方、家庭教育への関心が薄い保護者には、電子媒体や訪問等による情報提供、通園・通学中の子どもを通じた情報提供などの方法を検討します。

基本的な取組

(参加体験型の学習機会の提供)

- 子育てや家庭教育に関するテーマをもとに、保護者同士が語り合い、交流する中で、自身の子育てや親としての役割について、気づき、考える参加体験型のワークショップの開催を市町等と連携して進めます。

(自然体験の機会の提供)

- 親子での自然体験を通じて子どもとの関わりが深められる機会の提供を市町や関係団体と連携して進めます。

(男性の学習機会の提供)

- 「みえの育児男子プロジェクト」の取組などを通じて、職場・地域で男性が子育てのヒントや子ども・家庭との関わり方に気づきを得られる機会の提供を進めます。

(学校等での保護者が集まる機会を活用した学習機会や情報の提供)

- 入学説明会やPTA総会など多くの保護者が集まる機会を活用して、家庭教育に関する話題の提供や学習の場づくりなどを行うよう、各学校等に呼びかけます。

(学校等から保護者への連絡機会を活用した情報の提供)

- 各学校等は家庭教育の中で大切にしてほしいことや協力してほしいことなどを学校等の取組と合わせて、学校だよりや学年通信等を通じて保護者に働きかけます。

発展的な取組

(健診の場を活用した学習機会や情報の提供)

- 就学時の健康診断の場など多くの保護者が集まる機会を活用して、家庭教育に関する話題の提供や学習の場づくりなどが広がるよう、市町に働きかけます。

(1) 保護者と子どもの学びの応援

取組方策② 学習コンテンツの充実

取組方策の方向

家庭教育の啓発のために県が使用したり、多様な主体が活用したりすることのできる保護者向けの学習コンテンツ（学習プログラムや冊子資料等）の充実を図ります。

推進のポイント

（県・市町等で使用する学習コンテンツの作成）

- まずは、県が直接使用する、あるいは市町等に提供する学習コンテンツを作成することからスタートします。また、作成後は、その内容を継続的に磨き上げていきます。
- 学習コンテンツは、保護者が楽しみながら学び、家庭教育への主体性・自発性が引き出される内容となるよう留意するとともに、家庭の課題解決につながるものとすることをめざします。

（子どもの発達段階に応じた整備）

- 学習コンテンツは、幼児期から高校生に至る子どもの発達段階に応じ異なる内容とし、年齢の低い層から優先的に整備していきます。

（多様な主体で使用する学習コンテンツの収集・整理）

- 上記に加え、現に県、市町をはじめ多様な主体が使用している学習コンテンツの情報を収集・整理し、相互に活用が可能となるよう共有を図ります。

（電子媒体による学習コンテンツの作成・提供）

- より多くの保護者に学習コンテンツの内容を届ける観点から、電子媒体による学習コンテンツの作成・提供を進めていきます。

基本的な取組

(参加体験型学習プログラムの充実)

- 保護者の参加体験型の学習に使用できるプログラムを子どもの発達段階に応じて充実させます。また、保護者のニーズや新しいデータに基づいたワークシートの見直しを図ります。

(家庭教育に関する資料の作成)

- 家庭教育に関心を持つきっかけづくりや、子育て・家庭教育のヒント・気づきにつながるような、家庭教育への示唆に富んだコンテンツを作成します。

(生活習慣の確立のための情報提供資料の作成)

- 基本的な生活習慣の確立を図るため、小中学生の子を持つ保護者向けの情報提供資料を作成し、子どもの生活習慣、学習習慣、運動習慣、読書習慣の確立につなげます。

発展的な取組

(出産前の家庭や働く保護者を対象とした学習コンテンツの作成)

- 子どもが産まれる前から家庭がよりよい生活習慣を築いたり、働く保護者が家庭教育の大切さを職場等で考えたりできるよう、啓発を含めた学習コンテンツを作成します。

(ホームページ等での一元的なコンテンツの提供)

- 県や市町をはじめ多様な主体で使用している学習コンテンツを、自ら主体的に学んだり、各種団体や組織において、講座や研修会等で手軽に活用したりできるよう、ホームページ等での一元的な情報の提供を行います。

(1) 保護者と子どもの学びの応援

取組方策③ 子どもの習慣づくり

取組方策の方向

子どもたちが、バランスのとれた食生活、適度な運動、十分な休養と睡眠をはじめとする基本的な生活習慣を身につけることができるよう、学校等とPTAなどとの連携・協力のもと、家庭での習慣づくりを応援します。

推進のポイント

(幼児期から学齢期の基本的な生活習慣の確立の重視)

- 基本的な生活習慣の確立は、子どもたちの心身の健やかな成長、意欲の向上に不可欠であり、「生き抜いていく力」を育む基礎となることをふまえ、特に発育・発達の著しい時期である幼児期から学齢期において重点的に取り組みます。

(各学校等の取組への保護者の参画促進)

- 本取組方策の推進にあたっては、現に各学校等が主体的に進めている習慣づくりの取組を尊重しつつ、こうした取組に対する保護者の関心を高め、一層の参画を促す視点が重要です。このため、PTAとの連携を強め、より多くの保護者に参画いただくための方策を創意工夫することにより、学校等、ひいては家庭における習慣づくりの取組を応援します。

(既存のプロジェクト等との連動)

- 就学後については、「みえの学力向上県民運動」、「1学校1運動プロジェクト」、「第三次三重県子ども読書活動推進計画」等に基づく活動を展開する中で家庭に働きかけることにより、学習習慣、運動習慣、読書習慣等の確立につなげます。

(「縦の接続」を意識した継続的な取組の推進)

- 習慣づくりの取組は継続性が重要であり、幼稚園・認定こども園・保育所から小学校、中学校、高等学校等に至るまでの「縦の接続」を意識した取組を進める必要があります。

特に、健康福祉部（子ども・家庭局）と教育委員会は、連携を密にし、同じ取組を共同で進めるなど、幼児期から学齢期にかけての重要な時期に、習慣づくりの働きかけを途切れさせることのないよう留意していきます。

(企業との連携の推進)

- 子どもの生活習慣については、保護者の働き方も大きく影響することから、企業に向けて幼児期の生活習慣づくりの大切さを理解いただき、仕事と子育てを両立しやすい職場づくりが促進されるよう働きかけます。

基本的な取組

(就学前の生活習慣チェックシートによる取組)

- 幼稚園・認定こども園・保育所、PTA、市町等と連携し、就学前の子ども向け生活習慣チェックシートを活用して「早寝早起き朝ごはん」といった基本的な生活習慣等が身につくよう取り組みます。また、チェックシートの結果に基づいた生活習慣の改善を家庭に働きかけるなど意識啓発に取り組みます。

(就学後の「生活習慣・読書習慣チェックシート」等による取組)

- 学校等、PTA、市町などと連携し、「早寝早起き朝ごはん」や復習などの家庭学習、読書等の項目についてのチェックシート等を活用した取組を実施することにより、生活習慣、学習習慣、運動習慣、読書習慣等の確立をめざします。

(習慣づくりに向けた啓発)

- 子どもたちの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につなげるため、子どもたちが楽しみや親しみを感じながら家庭での取組を進められるよう、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会の啓発資料やキャラクター、着ぐるみ等を活用した働きかけを行います。

(朝食メニューコンクールによる食習慣づくり)

- 小学5、6年生および中学生を対象に、基本的な生活習慣である「早寝早起き朝ごはん」に欠かせない朝食を子どもたち自らでメニューを考え、調理することで今後の食習慣を考えるきっかけとなる取組を行います。

(食育の推進)

- 子育て支援活動や地域づくり活動等の機会を通じて、共食の重要性とともにさまざまな食育に関する情報発信を行い、地域と連携した食育推進に取り組みます。

(正しい歯みがきの意識づけ等への支援)

- 学校等や地域の実情に応じて、歯科保健指導の充実による正しい歯みがきの意識づけや確立、食習慣の改善等が行われるよう、学校歯科医や歯科医師会等と連携して学校等での取組を支援します。

(幼児期からの運動習慣づくり)

- 幼稚園教諭や保育士等を対象とした研修会を開催し、子どもたちの体を動かす遊びが充実するよう働きかけます。

(体力テストの結果を活用した習慣づくり)

- 体力テストの結果から、運動や生活習慣に対する意識を高めてもらうため、子どもたちや家庭に対して、「わたしの成長記録、体力の成長記録」の活用を積極的に働きかけます。

(家庭読書の推進)

- 公立図書館と連携して、読書の楽しさを周囲に伝えることのできる子どもを育成するとともに、商業施設における読み聞かせなどの読書関係イベントを実施することにより、家庭読書を推進します。

(情報モラルの確立)

- インターネット利用における情報モラル等を子どもたちが主体的に身につけることができるよう、みえネットスキルアップサポートを実施するとともに、インターネットトラブル事例集を作成・周知し、学校において活用を図ります。また、保護者に対してネット啓発講座を実施します。

発展的な取組

(多様な主体との連携による効果的な啓発)

- 学校等、PTA、企業など多様な主体が取り組んでいる習慣づくりに関する取組を効果的に啓発できるよう、連携した展開をめざします。

(1) 保護者と子どもの学びの応援

取組方策④ 次代の親としての学びの推進

取組方策の方向

異年齢の子どもとの交流、乳幼児とのふれあいといった育児のスキルにつながる体験が子どもたちに不足している現状をふまえ、未来の家庭教育を担う世代に対する「親としての学び」を充実させます。乳幼児とふれあう体験等をおして、子育ての意義や素晴らしさ、親の役割、男女が協力して家庭を築くことの重要性などを伝える教育を進め、子どもたちに「親準備性」(親として必要とされる資質)を育んでいきます。

推進のポイント

(家庭科教育の充実および発達段階に応じたライフプラン教育の推進)

- 「次代の親としての学び」は、家庭科教育の中に盛り込まれている内容であり、まずは家庭科教育の一層の充実を図ることを重視します。

そして、発達段階に応じたライフプラン教育の取組を進め、子どもたちが家庭・家族・子育てを含めた自分の人生について考える機会を創出していきます。

(実施方法の創意工夫と先進事例の幅広い展開)

- 取組の推進にあたっては、異年齢交流の中で年上の子どもたちが教える側として参加する等、実施方法の創意工夫に努めるとともに、先進的な実践事例を他校に広く展開することなどにより、教育効果の一層の向上につなげます。

(乳幼児とふれあう体験活動の重視)

- ライフプラン教育の中でも、中高生等が乳幼児とふれあう体験活動は、子育ての大切さを学ぶことに加え、命を大切にする心を育み、世代間の理解を深める効果も期待されます。また、乳幼児の保護者も、この活動に参加することで、他の親子と交流し、自らの子育てを振り返ることが可能となります。こうしたことから、この体験活動を「世代間をつなぐ家庭教育応援の取組」としてとらえ、取組効果を総合的に高めるよう留意しつつ、活動の拡大と継続的な展開をめざしていきます。

基本的な取組

(家庭科教育の充実)

- 家庭科、技術・家庭科の授業において、子どもたちが家族や地域の一員であることを自覚できるよう、関係機関との連携や人と関わる活動の充実を図ります。

(小中学生と乳幼児とのふれあい体験)

- 市町と連携した乳幼児とのふれあい体験などの取組を進めることにより、小中学生が乳幼児への愛着を育み、また家族観を醸成できるよう努めます。

(保育体験やライフプランに係る講演会等の開催)

- 中高生が家庭を築くことや子育てに関する意義を考えることができるよう、市町や保育所等と連携した保育体験の機会の充実や、ライフプランや結婚、子育て等をテーマとした講演会の開催等を進めます。

(ホームページ等による情報発信)

- 思春期世代が自分の将来や家族を築くことについて考え、理解や知識を深めることができるよう、ホームページ等により情報を発信します。

発展的な取組

(学生ボランティアの場づくりによる親準備性の向上)

- 高等教育機関に在籍する学生が、子育て支援ボランティア等での乳幼児とふれあう体験をとおして、将来、親になった時の心構えを持てるよう、市町や子育て支援団体等と連携し、触れ合い体験活動の場づくりを充実させます。

(2) 多様な主体で家庭を支える取組の充実

取組方策⑤ 多様な主体の連携による活動の促進

取組方策の方向

地域、学校等、企業、行政などの多様な主体がさまざまな形で家庭を支え家庭教育を応援する活動が活性化するように、またそれらの取組が連動し相乗効果の発揮につながるよう、必要な働きかけや支援を行います。

推進のポイント

(既存の場の活用)

- 現在、子育て支援団体、社会教育団体などさまざまな組織において、家庭が地域の人たちや他の家庭と交流できる場づくりの活動が行われており、まずはこうした状況を把握し、その活用を図ることを重視します。

(幅広いネットワークによる支援)

- 虐待や貧困等困難な課題を抱える家庭、発達面等で支援が必要な子どもとその保護者等に対しては、市町や児童相談所、福祉事務所、保健所などの保健福祉関係機関、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門的人材、民生委員・児童委員などとの協働を進め、幅広いネットワークによる適切な支援を行います。
- 課題を抱え地域社会から孤立しがちな家庭に支援を届けるための方法について、「地域のネットワークによる支援」(居場所づくりや訪問型支援(アウトリーチ)等)のあり方を検討し、実現をめざします。

(企業との連携・協力の促進)

- 企業に対しては、仕事と子育ての両立支援を進める中での保護者への普及啓発や子育てしやすい職場づくりなど、企業活動をととして家庭教育を応援することを働きかけます。
- 親子の多様な学びのために企業の持つ人材や場を提供いただくことなど、さらなる企業との連携を検討していきます。

(社会教育施設等との連携)

- このほか、社会教育の拠点である「公民館」の活用、地域における子どもの活動拠点としての「児童館」の活用、子どもの読書習慣づくりに向けた「図書館」との協働など、社会教育施設や児童福祉施設等との連携を重視し、取組の充実を図っていきます。

(地域の高齢者の参加・協力の促進)

- 今、子育てに関する貴重な経験、豊富な知識を有し、かつ健康で地域活動への参加意欲の高い高齢者が増加しており、そうした方々の活躍の場として家庭教育応援の取組へ参加・協力いただくことも重要な視点と考えられます。

基本的な取組

(多様な主体による家庭教育応援の場づくり)

- 企業や団体など多様な主体が一体となって、子育て応援イベントを行うなど、子育てや家庭教育を応援する取組や場づくりを進めます。

(学校支援地域本部、コミュニティ・スクールの導入促進)

- 地域と学校の連携・協働を進めるため、学校支援地域本部（地域未来塾を含む）、コミュニティ・スクール等の導入を促進します。このことにより、学校運営に保護者の意向が反映され、家庭と学校が課題を共有するとともに、地域が中心となった家庭教育応援の活動が活性化するよう働きかけます。

(青少年教育施設の活用)

- 青少年教育施設である鈴鹿青少年センターおよび熊野少年自然の家において、自然の中での体験活動や集団宿泊研修等を通じて心身ともに健全な青少年の育成を図ります。

(博物館等の社会教育施設の活用)

- 子どもたちが三重県の自然や歴史・文化等にふれることで、豊かな感性や情操を育むことができるよう、三重県総合博物館（MieMu）や三重県立美術館等の社会教育施設の利用を促進するとともに、親子での体験活動の機会づくりを進めます。

(学校等と連携した児童虐待の防止)

- 児童虐待の早期発見・早期対応のため、「学校での児童虐待気づきリスト」を学校等に配布し、子どもの保護・支援に努めます。また、子どもや保護者に対する児童虐待防止のための啓発に努めます。

(発達面等で支援が必要な子どもとその保護者に寄り添う支援)

- 県（小児心療センターあすなろ学園）が開発した、発達障がい児等のための支援ツール「CLM（Check List in Mie：発達チェックリスト）と個別の指導計画」を活用して、市町、幼稚園・認定こども園・保育所と県立子ども心身発達医療センターが連携し、発達支援が必要な子どもとその家族を支援します。
- 幼稚園・認定こども園・保育所、小中学校、高等学校や特別支援学校において、保護者がパーソナルカルテ⁶等の情報引き継ぎツールを活用することで、必要な情報が確実に引き継がれ、障がいのある子どもが十分な教育や支援を受けられるよう支援します。
- 医療的ケアが必要な子どもが在宅で療育・療養するために必要となる保健・医療・福祉・教育等の連携の取組を支援します。

⁶ パーソナルカルテ：本人及び保護者が必要な情報（生育歴等）を記入するとともに、学校や関係機関等から提供を受けた情報（個別の教育支援計画、個別の指導計画等）を追加して綴じ込んで作成するファイル。

発展的な取組

（企業との連携）

- 企業に向けて、子育てしやすい職場づくりや働く保護者への学習機会の提供など、家庭教育を応援する取組が進むよう働きかけます。

（家庭教育を応援する地域活動の促進）

- 各地域での既存の組織や体制を活用し、市町を通じて、活動に資する情報提供を行うとともに、家庭教育支援チーム制度の活用等を働きかけるなど、各地域の家庭教育を応援する活動を促進します。

（民間団体等との連携による読書習慣づくり）

- 書店や読書ボランティアなどの民間団体等に対して、読書の意義のPRや読み聞かせイベントの開催など、家庭で読書を楽しみ、子どもの読書習慣の確立につながる取組の実施を働きかけます。

（子育て支援に関わる高等教育機関との連携）

- 教育や保育など家庭教育応援に関わる学部・学科を有する高等教育機関に対して、保護者の相談・交流の場づくりなど、市町とも連携した取組が充実するよう、働きかけます。

（家庭教育の応援取組を行う多様な主体の情報の提供）

- 多様な主体が行っている家庭教育を応援する取組を整理し、家庭のニーズに応じた情報の提供がされるよう市町に働きかけます。

(2) 多様な主体で家庭を支える取組の充実

取組方策⑥ 社会全体で家庭を支える気運の醸成

取組方策の方向

家庭教育の大切さ等について理解を深め、社会全体で家庭を支える気運の醸成を図るため、さまざまな手法や媒体を活用して、幅広い広報活動、効果的な意識啓発を進めます。

推進のポイント

(家庭教育に対する理解の促進)

- 啓発にあたっては、「家庭教育とは『子どもが自らの力を発揮して育つことができるよう、保護者が子どもに対して行う教育』である」ことを伝え、その重要性も含め家庭教育に対する理解の促進に努めるとともに、「社会全体で家庭を支えていく必要がある」ことを明確に示します。

(ワーク・ライフ・バランスや男性の育児参画の推進)

- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に関する意識改革を促進するとともに、男性の育児参画について社会全体の気運を高める取組を進めます。

特に、これらは今や企業の成長戦略の一つと考えられつつあり、先進的な取組を進めている企業と連携して、積極的な情報発信を行い、社会意識の変革をめざします。

(目的に応じた啓発の推進)

- 啓発活動は、「関心を持つきっかけづくり」、「関心のある人たちの理解を深める活動」など、目的に応じて取り組みます。

(効果的な啓発)

- 親しみやすい活動になるよう努めるとともに、さまざまな手法や媒体を活用し、各種啓発資料の作成、多様な主体との連携などにより、広く、効果的な啓発に努めます。

なお、より多くの人たちに働きかけるため、電子媒体の活用を図ります。

基本的な取組

（啓発資料の展開による気運の醸成）

- 子育て支援団体の取組事例や場を紹介する冊子、男性の育児参画を促す冊子など家庭教育の応援につながる啓発資料を広く配布することで、社会全体で家庭を支える気運の醸成を進めます。

（イクボス等の取組の情報発信）

- 男性の育児参画についての気運を高めるため、さまざまな方法や関わり方でステキな育児をしている男性や団体、子育て中の従業員を抱える上司（イクボス）等の取組や事例等の情報発信を行います。

（「働き方改革」との連動）

- ワーク・ライフ・バランスの推進などにより、働き方を見直すことは、働く保護者の育児や家庭教育の充実にもつながることから、現在進められている「働き方改革」の取組と連動し、家庭教育の側面からも社会の気運醸成に向けた取組を進めます。

（家庭教育に関する普及啓発）

- 家庭教育の大切さ等について理解を深めるフォーラム等を開催し、市町や関係団体と連携し、県全体で家庭教育応援の気運を高めます。

（三重県子ども条例の周知・啓発）

- 家庭教育の応援は、子どもたちの豊かな育ちのためであり、平成 23 年に制定された「三重県子ども条例」について、イベントや研修会などあらゆる機会をとらえ、チラシの配布やポスターの掲示、県広報の活用などにより周知・啓発に努めます。

（「ありがとう」の気持ちを伝えあう機会の提供）

- 「家族の絆 一行詩コンクール」を通じて、「ありがとう」の気持ちを伝えあう機会を提供します。また、これまでの応募作品等の発信を通じて、家庭をはじめ学校等や地域の中で子どもが安心して自分らしく育つことができるよう、家庭教育の視点も含め啓発に取り組みます。

発展的な取組

（「家庭の日」の啓発推進）

- 家族でのふれあいや対話を促進し、子どもの育ちについて家庭の役割の理解が深まるよう、県内の公的機関や施設、企業等の協力を得ながら、毎月第 3 日曜日に設定されている「家庭の日」を幅広く周知します。

（家庭教育への関心を呼び込む啓発手法の検討）

- 日常の中で家庭教育に関心を持っていただくような啓発ツールや、さまざまな機会をとらえて社会全体の家庭教育への関心を呼び込む啓発方法を検討します。

(3) 家庭教育を応援する体制づくり

取組方策⑦ 応援のための基盤づくり

取組方策の方向

支えを必要としている多様な家庭や家族に、適時適切な応援を届けることができるよう、企業も含めさまざまな主体とのネットワークの強化・拡大を進めるとともに、社会的養護の推進を図るなど、家庭教育応援の基盤づくりを進めます。

推進のポイント

(多様な主体との連携の強化・拡大)

- 家庭教育応援の基盤として最も重要なものの一つはネットワークであり、子育て支援に取り組む「NPO」、スポーツ団体や青少年育成会議などの「社会教育関係団体」、公民館や図書館などの「社会教育施設」、児童相談所、福祉事務所、保健所などの「保健福祉関係機関」、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの「専門的人材」、みえ次世代育成応援ネットワークなどに参画いただいている「企業」等との連携を一層強化・拡大していくことを重視します。

(学校へのスクールカウンセラー等の効果的な配置)

- 学校において家庭教育応援の取組を推進するためには、学校が組織として地域と連携して取り組む体制を整える必要があります。

福祉等の関係機関と連携した支援を行うスクールソーシャルワーカーや、心理的な支援を行うスクールカウンセラーの効果的な配置を進めることにより、こうした専門人材が中心となり、学校と保健福祉等関係機関とのネットワークづくりや地域で活動している既存の団体などとの連携・協力を進めていく方向をめざします。

(「地域のネットワークによる支援」の促進)

- 孤立しがちな家庭を対象に見守りや居場所づくり、訪問型支援（アウトリーチ）を行う仕組みとしての「地域のネットワークによる支援」の促進に向けて、ネットワークづくり等に係る市町の取組を支援します。

(多様な家庭・家族の形を応援する基盤づくり)

- 多様な家庭・家族の形を応援するという観点からは、ひとり親家庭等への支援や、「三重県家庭的養護推進計画」による家庭養護の推進など、新しい家族の形の啓発や必要な基盤づくりを進めていきます。

基本的な取組

（家庭を支える企業等の活動の促進）

- 地域社会全体で子どもの育ちや家庭を支えていくという趣旨に賛同する企業等を増やし、活発に活動いただくよう取組を進めます。

（「イクボス同盟」への参加促進）

- 仕事と子育てを両立できる職場環境づくりを進める企業等が広がるよう「イクボス同盟」への参加を促進します。

（家庭養護の推進）

- 児童相談センター・児童相談所は、児童養護施設等に配置されている里親支援専門相談員や市町、里親会等と連携して里親制度を周知することにより、新たな里親登録者を増やし、1中学校区1養育里親の登録をめざします。また、要保護児童が家庭と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を推進するとともに、特別養子縁組を促進します。

（子どもの貧困対策体制）

- 子どもの貧困について、行政、学校等、関係機関・団体などが、各種相談や取組を通じて把握した情報を共有・活用し、貧困の状況にある子どもおよびその保護者を早期に発見して、家庭教育の視点においても包括的かつ一元的な支援が行える体制の整備を図ります。

発展的な取組

（地域のネットワークによる支援）

- 孤立しがちな家庭に対し、地域のネットワークを活用した、見守りや居場所づくり、訪問型支援（アウトリーチ）などの支援を促進するため、市町の取組を支援します。

（地域の社会的資源を活用した取組の推進）

- ネットワークによる支援を行う地域等においては、困難な課題を抱える世帯への支援等を行っている、地域の既存の取組や組織（要保護児童対策地域協議会や民生児童委員協議会など）、専門人材等、地域の社会的資源を活用して、円滑かつ効果的な取組が進むよう、市町や学校等と連携を密にして取り組みます。

(3) 家庭教育を応援する体制づくり

取組方策⑧ 県、市町、学校等の連携強化

取組方策の方向

県と市町の役割分担をふまえ、家庭教育の応援に係る連携体制を構築するとともに、市町の取組を支援し、その成果を広く展開していきます。

また、学校等との連携体制の充実を図りつつ、家庭の抱える課題の解決に向けた取組を進めていきます。

推進のポイント

(県と市町の役割分担をふまえた連携・協力)

- 家庭教育の応援に関する施策については、広域自治体としての県が県全体を視野に入れた総合的な施策を策定・実施し、住民に最も近い自治体としての市町が地域の実情に応じた施策を立案・実施するという役割分担であるとの基本認識のもと、連携・協力した取組を進めていきます。

(県と市町との連携体制の構築)

- 家庭教育応援の取組は、市町においても本県同様、福祉関係部署と教育関係部署の双方で進められ、所管部署が輻輳している場合が多く、また、本県には、家庭教育を直接所管する地域機関がないことをふまえ、まずは家庭教育に関する県と市町の窓口となる担当部署の間で情報共有が確実に行われる体制を構築し、取組ごとに関係者が連携できる環境を整えることを体制整備の第一歩とします。今後、連携体制の成熟に伴い、関係者が一堂に会するような場の設定等も検討していきます。

(市町の取組支援と横展開)

- 先進的な取組を進めている市町を支援するとともに、その取組事例や成果の横展開を図っていきます。

(幼稚園・認定こども園・保育所における家庭教育応援の推進)

- 乳幼児を持つ親にとって身近な存在である幼稚園・認定こども園・保育所は、家庭教育の応援に向けて、積極的な役割を果たすことが期待されています。「地域に開かれた次世代育成の拠点」として、保護者からの相談対応、保護者同士の交流の機会の提供などに市町と連携して取り組む方向をめざします。

(学校等における家庭教育応援の推進)

- 学校等は、子どもたちの状況を日常的に把握でき、また、保護者へのアプローチが可能であり、加えて、学校等における問題行動などの解決に向けた支援が、課題を抱える家庭への支援につながることも多いことから、家庭教育応援の取組を進める上で、極めて重要な場であると考えられます。

そこで、行政と学校等の連携体制を充実させるとともに、学校等における家庭教育応援の取組が教職員の共通理解のもとで一層推進されるよう努めていきます。

(学校等と保健福祉関係機関等との連携)

- 一方、家庭の問題の多様化・複雑化により、学校等だけでは対処が困難なケースも増えてきており、学校等と保健福祉関係機関等との密接な連携を図っていきます。

(切れ目のない母子保健体制の構築)

- 子どもを持つ保護者に対しより早期にアプローチすることは、保護者との関係づくりに加え、保護者の子育てに関する不安の解消、問題の早期発見や予防につながるなど、子どもの健全な成長に効果的であり、市町の実情に応じた切れ目のない母子保健体制の構築を支援します。

基本的な取組

(モデル事業による市町の支援)

- 家庭教育の応援の視点から先進的又は特徴的な取組を行っている市町をモデルとして支援し、連携をしながら、その取組事例やプロセスを見える化のうえ、他市町への波及を図ります。

(関係者の情報共有の場の設定)

- 家庭教育を応援するため、県と市町が情報を共有し、意見を出し合うなど連携を図り、県全体での取組につながるよう「家庭教育応援推進連携会議(仮称)」を設置します。

(地域の実情に応じた幼児期の教育・保育等の実施)

- 幼児期の教育・保育ニーズに的確に応じられるように、市町が地域の実情に応じて実施する、幼児期の教育・保育、放課後児童対策などの家庭教育に資する子育て支援の取組を支援します。

(三重県版ネウボラの取組)

- 全ての市町において、切れ目のない母子保健サービスが提供されるよう三重県独自の出産・育児支援体制「出産・育児まるっとサポートみえ」(三重県版ネウボラ)の取組を進めます。

(スクールソーシャルワーカー等の活用)

- 支援が必要な家庭に対して、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを効果的に活用し、保健福祉の関係機関等と連携した支援を行います。また、スクールソーシャルワーカー活用事例集を作成・周知し、活用した取組を進めます。

(公民館職員を対象とした研修等の実施)

- 地域における社会教育の拠点である公民館の職員を対象として、家庭教育支援をテーマとする研修や情報交換会を実施します。

発展的な取組

(各市町家庭教育担当者研修会等の開催)

- 各市町家庭教育担当者研修会や実践報告会の開催により、市町の取組事例の共有や各市町の取組の促進を図ります。

(3) 家庭教育を応援する体制づくり

取組方策⑨ 人材の養成

取組方策の方向

市町と連携し、地域において家庭教育応援の取組を担う人材の養成および継続的な資質の向上を図るとともに、人材のネットワークづくりを進めます。併せて、養成した人材が活動できる場の提供に努めます。

推進のポイント

(人材の継続的な養成)

- 市町と連携し、家庭教育に係る「地域のネットワークによる支援」を担う人材や家庭教育講座を効果的に運営するファシリテーター等を継続的に養成する仕組みを構築します。

(人材養成において重視する視点)

- 人材の養成にあたっては、「家庭に寄り添う支援を大切にすること」、「価値観の押し付けや画一的な指導を行わないこと」、「守秘義務の観点から適切な情報管理を行うこと」などの点を徹底するとともに、コーディネート力や共感力の育成に努めます。

(資質向上および人材のネットワークづくり)

- 取組の継続・発展の観点から、市町と連携し、養成した人材の継続的な資質向上を図るとともに、交流の促進等による人材ネットワークの形成をめざします。

(活躍の機会の提供)

- 養成した人材が地域の中で主体的に活動していくためには「活躍の機会の提供」が重要であり、市町と連携し、家庭教育応援に係る情報や活動の場の提供に努めます。

(「支援の好循環」を生み出しやすい人材養成の検討)

- 家庭教育応援の取組により気づきを得て成長した保護者が、主体的に家庭教育や社会参画に向きあう意欲を高め、次は支援する側に立つことが多くあります。家庭教育応援の人材を継続的に確保するためにも、こうした「支援の好循環」を生み出しやすい人材養成のあり方を探り、その実現をめざしていきます。

(高等教育機関との連携)

- 人材の養成に関して、高等教育機関との連携は重要な視点であり、必要な学習機会の開設、講座への講師の派遣、専門的見地からの助言等、さまざまな側面から連携の可能性を検討し、実施に努めていきます。

基本的な取組

（子育て支援を行う人材の養成）

- 家庭を支える人材の養成のための講座や子育て支援を行う祖父母世代を対象とする講座を開催するなど、家庭のニーズをふまえながら市町と連携して人材の養成を進めます。

（参加体験型学習の進行役の養成）

- 参加体験型学習プログラムを活用する学習の場における進行役（ファシリテーター）の養成を、市町と連携し進めます。

（幼稚園教諭、保育士等の資質向上）

- 幼稚園教諭や保育士などの専門性を高める研修等を実施し、保護者対応や家庭の支援に関する教職員の資質向上を図ります。

（放課後児童支援員等の資質向上）

- 放課後児童支援員県認定資格研修や子育て支援員研修（放課後児童コース）を実施し、学校等や地域のさまざまな社会資源と連携して子どもの育成支援や家庭の子育て支援に取り組む人材の資質向上を図ります。

（母子保健コーディネーターの養成）

- 産科・産婦人科、小児科、助産師、子育て支援センター等のネットワークを活用し、切れ目のない母子保健サービスを包括的にコーディネートする人材の養成を図ります。

（人材のネットワークづくり）

- 学校等、家庭、地域が連携して社会全体で子どもを育てていくために、地域や学校等で子どもの教育に関わる人材の交流会を実施することにより、人材のネットワークづくりを進めます。

（高等教育機関の活用）

- 人材の養成にあたり、専門的知見を有する高等教育機関から講座の開設や講師の派遣も含めた協力が得られるよう、働きかけを行います。

発展的な取組

（フォローアップおよび人材の活躍促進）

- 養成を行った子育て支援員等家庭を支える人材のフォローアップを行うとともに、市町と連携し、養成した人材の活躍を促進します。

（人材リストの整備・活用）

- ネットワーク参加者の人材リストを作成し、人材の紹介に活用するとともに、市町にもリストを提供することにより、市町が人材の輩出につながるネットワークを地域の中で形成できるよう働きかけます。

(3) 家庭教育を応援する体制づくり

取組方策⑩ 相談体制の充実

取組方策の方向

家庭教育に不安や悩みを抱える保護者や子どもたちに寄り添い支援する相談機能の質の向上を図るとともに、支援が途切れないよう関係機関の連携・協力を密にし、相談体制を一層充実させていきます。

推進のポイント

(保護者や子どもたちに寄り添う相談支援の充実)

- 子どもの心身状態や発達・発育の偏りなど子育てに関して悩みを持つ保護者、いじめ、虐待等の問題に苦しむ子どもたちなど、自分だけでは対処できない複雑で多様な悩みを抱えている方々の気持ちに寄り添える相談支援の充実を図ります。

(相談窓口の継続的な改善)

- 相談対応に携わるスタッフの資質向上を図るとともに、利用する側の立場から、相談窓口の継続的な改善に努めます。

(既存の相談窓口の一元的な周知)

- 現に開設されているさまざまな主体による相談窓口の情報を把握・整理し、県民の皆さんに確実に周知するとともに、支援が途切れないよう関係機関の連携・協力を促進し、相談体制の一層の充実につなげていきます。

基本的な取組

（関係機関の連携による相談体制の充実）

- 医療、保健、福祉、教育等関係機関が主体的に連携し、相談体制の充実を図ります。

（既存の相談窓口の的確な運用）

- 子どもや保護者を対象に、子どもの心やからだの問題、人間関係や生き方の問題等に関する教育相談、いじめや体罰に関する電話相談を行います。

発展的な取組

（相談窓口の一元的な周知および関係機関への接続）

- 県や市町をはじめ多様な主体に設置されている相談窓口の情報を集約し、一元的に提供するとともに、各窓口においては、相談内容に応じて関係機関への接続に留意するなど相談体制の充実を図ります。

家庭教育応援プロジェクト

「取組方策」を構成する取組には、相互に連携・補完することにより、1つの目的に対する進捗を高めたり、課題解決を促したりするものがあります。このため、本戦略をより効果的に進めるため、このような複数の取組をとりまとめて注力する3つのテーマを設定し、「家庭教育応援プロジェクト」と位置づけ、横断的・総合的取組として展開していきます。

- テーマ1** みんなで進めよう！子どもの基本的な生活習慣づくり
- テーマ2** つくろう！家庭教育を応援する地域のネットワーク
- テーマ3** 応援しよう！企業と連携した家庭の教育力アップ

家庭教育応援プロジェクト

テーマ1 みんなで進めよう！ 子どもの基本的生活習慣づくり

基本的生活習慣の確立は、子どもたちの心身の健やかな成長、意欲の向上に不可欠であり、「生き抜いていく力」を育む基礎になります。このため、子どもの発達段階や保護者の関心の度合い、家庭の状況等に配慮した学習機会・情報の提供を通じて、各家庭における子どもの基本的生活習慣づくりの取組が進むよう応援します。

1 家庭や地域の気運づくり

地域を巻き込んだイベントや、多様な啓発ツールを活用し、家庭での基本的生活習慣の確立に向けた気運づくりを進めます。

(展開する取組)

- 地域を巻き込んだ啓発
 - 多様なメディアを活用
 - 他の取組との連動
- ー地域でのフォーラム、子育て応援イベントの開催など
ーチラシ、リーフレットの配布、多様な啓発ツールの活用
ー「みえの学力向上県民運動」、「1学校1運動プロジェクト」、
「第三次三重県子ども読書活動推進計画」等に基づく活動

2 「生活習慣・読書習慣チェックシート」等の活用促進

学校等を通じ、3歳～中学3年までの各家庭に配布する「生活習慣・読書習慣チェックシート」等を活用して、PTA、市町等との連携のもと、各家庭の基本的生活習慣づくりを応援します。

(展開する取組)

- 「生活習慣・読書習慣チェックシート」等による取組
- ー就学前（幼稚園、認定こども園、保育所）
ー就学後（小学校、中学校）

3 家庭への「学び」の提供

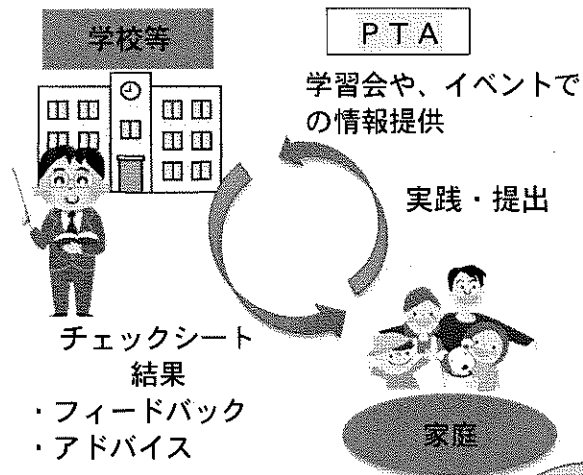
市町と連携して、啓発資料や学習コンテンツを活用した学びの機会を提供するとともに、ホームページや学校等の行事など、さまざまな手法や機会を活用して、すべての家庭に情報を届ける取組を行います。

(展開する取組)

- 基本的生活習慣づくりを進める活動
 - 参加体験型学習プログラムの作成・充実・活用
 - すべての家庭へ届ける取組
- ー早寝早起き朝ごはん、食育、歯みがきなど
ーPTAと連携した学習会の開催
ーホームページでの一元的なコンテンツの提供
ー学校等で保護者が集まる機会、保護者への連絡機会の活用
ー就学時の健康診断の場などの活用

プロジェクトの展開イメージ

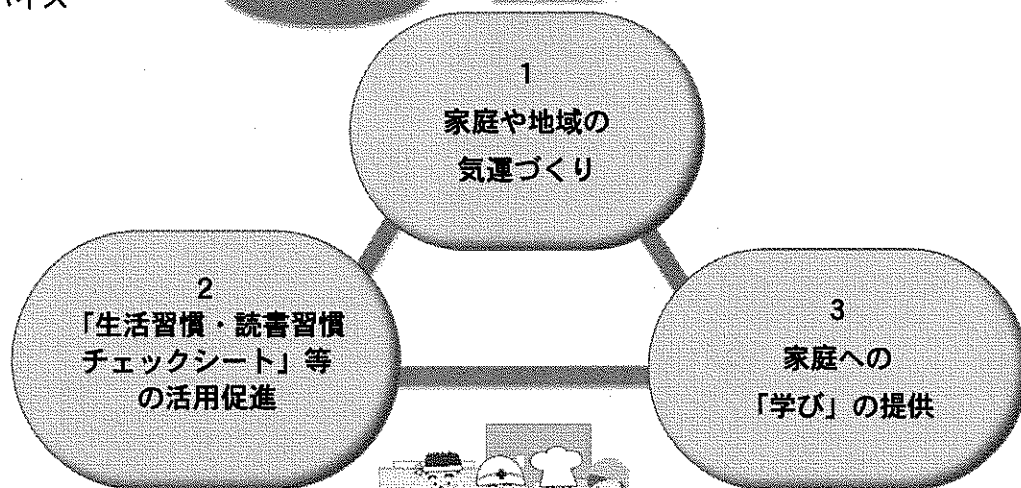
■「生活習慣・読書習慣チェックシート」等の活用



■家庭の状況に応じた啓発

→保護者の関心や家庭の状況に応じた啓発

関心の度合い	啓発方法
薄い層	・健診、訪問を活用した啓発 ・学校等での個別の助言等 ・各種イベントでの啓発 ・メールやホームページの活用
中間層	・「生活習慣・読書習慣チェックシート」等の活用 ・行事を活用した啓発 ・ホームページを活用した啓発
強い層	・地域の交流の場の紹介 ・講演会などを活用した啓発 ・ニーズに合わせたホームページでのわかりやすい情報提供(イベント情報、学習情報など)



■多様な機会を活用した家庭の基本的な生活習慣づくりへの応援

	学校等 PTA	地域 関係機関等	企業
就学前	幼稚園、認定こども園、保育所 →・送迎時や連絡帳を活用した助言 ・生活習慣チェックシートを活用した助言、フィードバック	保健センター等医療機関等 児童相談所 →健診や訪問時の助言、相談 例：食事、排泄、歯みがき、運動等に関する助言	子育て支援センター等の拠点や子育て支援団体・地域の団体等 公民館、図書館等 →親子の交流の場の活用、生活習慣をテーマにした講座の開催
小中学校	小中学校 →・連絡帳や家庭訪問の際の助言 ・保護者学習会 ・「生活習慣・読書習慣チェックシート」を活用した助言	子育て相談等 →しつけや習慣づくりについての助言	企業や各種団体等 →離乳食に関する相談、食育、歯みがき、自然体験などについての学びの場の提供(講座や冊子の配布など) 例：食育関係講座、メニューコンクール

家庭教育応援プロジェクト

テーマ2 つくろう！

家庭教育を応援する地域のネットワーク

地域で孤立しがちな家庭など、支えを必要としている多様な家庭に応じた取組を進めるため、市町と連携し、各地域それぞれの強みや特徴を生かした家庭教育応援のためのネットワークの構築を図るとともに、その横展開を図ります。

1 地域の家庭教育応援ネットワークづくり

市町と連携したモデル事業等を通じて、地域の実情に応じた家庭教育応援ネットワークづくりを促進します。

(展開する取組)

- 市町の取組支援—特徴的な市町のネットワークづくりをモデルとして支援し、横展開
- 関係者の情報共有の場の設定—「家庭教育応援推進連携会議(仮称)」の開催
- 市町の取組事例の共有・促進—市町家庭教育担当者研修会や実践報告会の開催

2 関係機関・専門人材等と連携した「地域のネットワークによる支援」の促進

孤立しがちな家庭を対象とした見守りや居場所づくり、訪問型支援(アウトリーチ)を行う仕組みとして、関係機関や専門人材とも連携したさまざまな「地域のネットワークによる支援」が進むよう、市町と連携して取り組みます。

(展開する取組)

- 地域に既にある組織や取組等のネットワーク化—モデル事業の活用と横展開
- 家庭教育を応援する地域活動の促進—地域の組織・体制(保健福祉・教育等関係機関を含む)を活用した情報提供等の取組
- 高等教育機関や社会教育施設等との取組推進—公民館や図書館・博物館等との連携

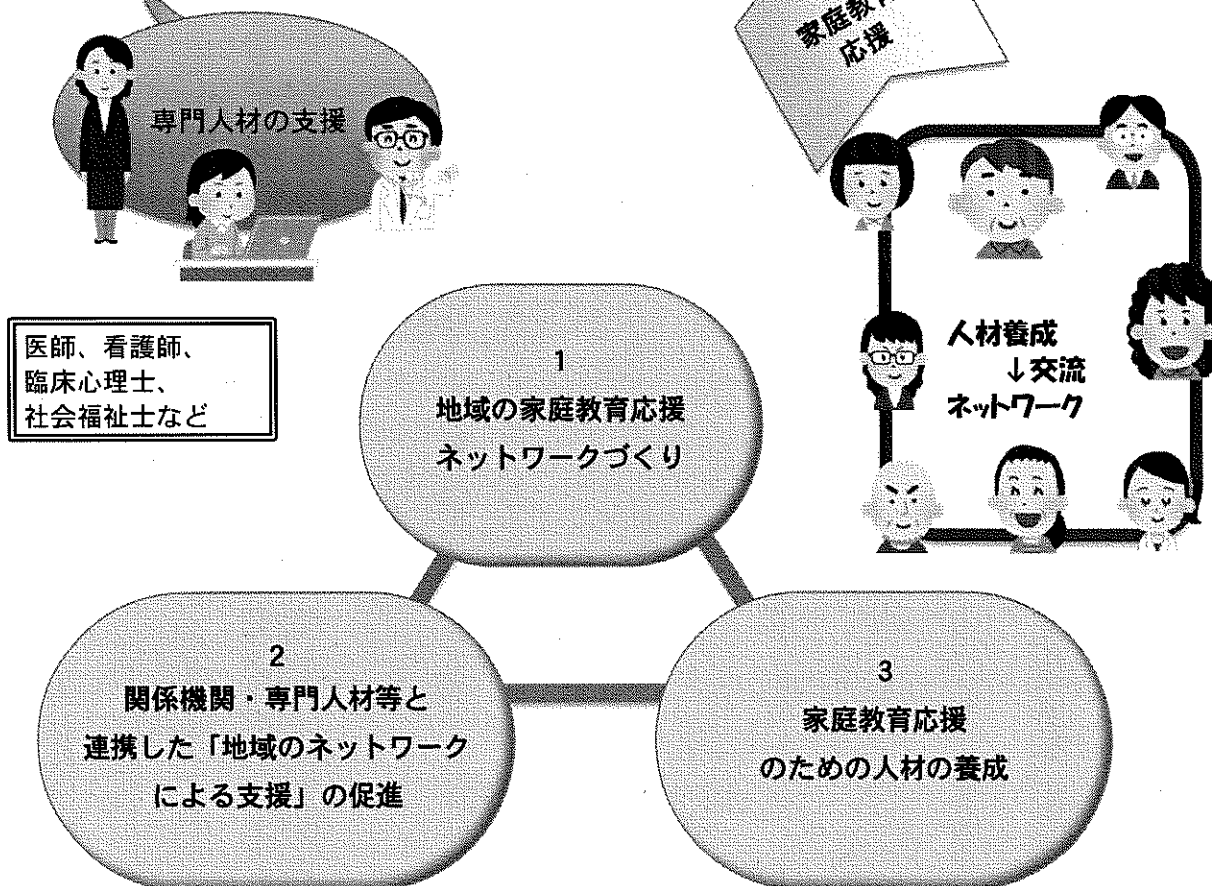
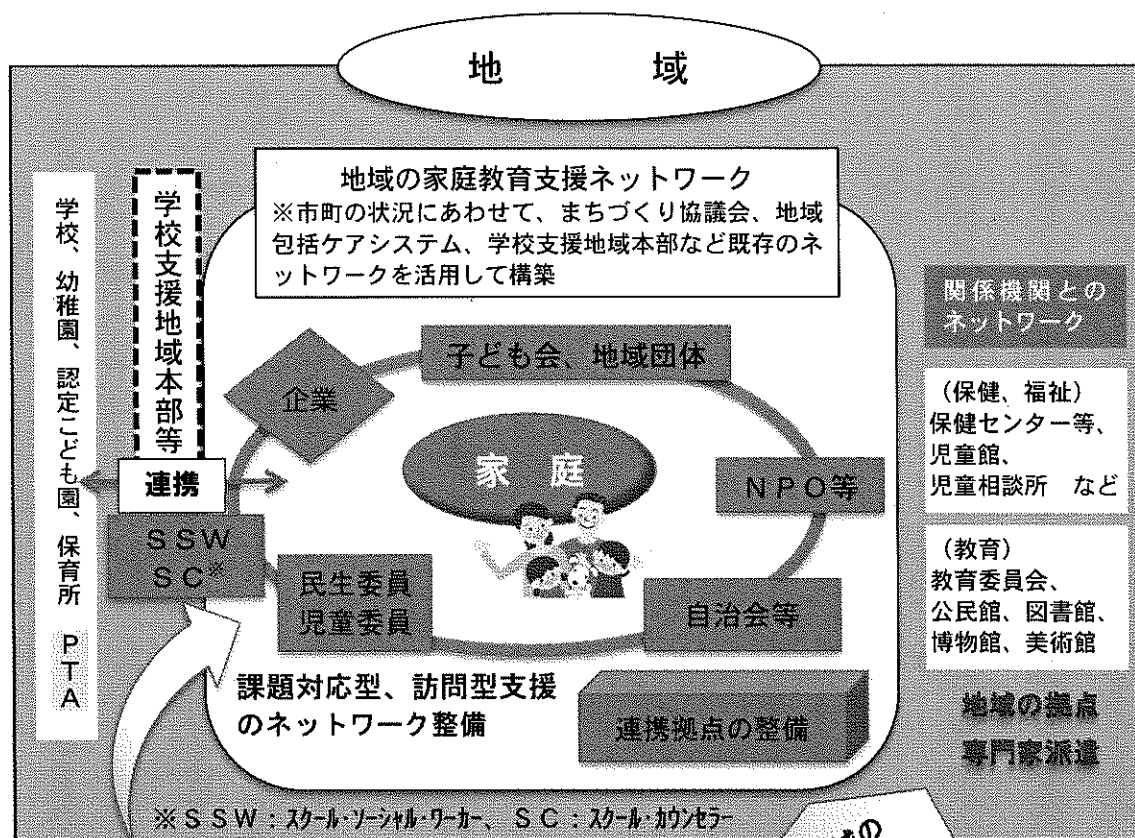
3 家庭教育応援のための人材の養成

市町等と連携し、地域において家庭教育応援の取組を担う人材の養成やネットワークづくりに取り組むとともに、養成した人材が地域で活躍できるよう、活動の場を提供していきます。

(展開する取組)

- 家庭を支える人材の養成—祖父母世代対象の講座の開催
- 参加体験型学習の進行役養成
- 人材のネットワークづくり—交流会の実施や人材リストの整備
- 養成した人材の継続した活動のための取組—フォローアップと活躍の機会づくり

プロジェクトの展開イメージ



家庭教育応援プロジェクト

テーマ3 応援しよう！ 企業と連携した家庭の教育力アップ

企業は、その従業員や業務を通じて家庭とのつながりがあり、連携して家庭教育の応援に取り組むことには、大きな意義があります。このため、企業の理解を十分に得て、社会意識の変革や、気運づくり、家庭教育応援の取組などに参画いただくよう働きかけます。

1 ワーク・ライフ・バランスや男性の育児参画の推進

仕事と子育ての両立ができる社会づくりは、家庭教育を応援する視点からも重要であり、企業と連携して、ワーク・ライフ・バランスや男性の育児参画を推進するための取組を進めます。

(展開する取組)

「働き方改革」との連動－各企業でのワーク・ライフ・バランスの推進など
男性の育児参画に向けた取組－企業のイクボス同盟への参加促進と職場環境づくり

2 企業と連携した家庭教育応援の気運づくり

企業と連携・協力して、社会全体で家庭教育を応援していく気運づくりのための啓発活動や情報発信に取り組みます。

(展開する取組)

企業と連携した啓発活動の推進－啓発活動への協力
例：包括協定に基づく企業活動と連動した啓発活動の展開
企業と多様な主体が連携した気運づくり－子育て応援イベントの開催

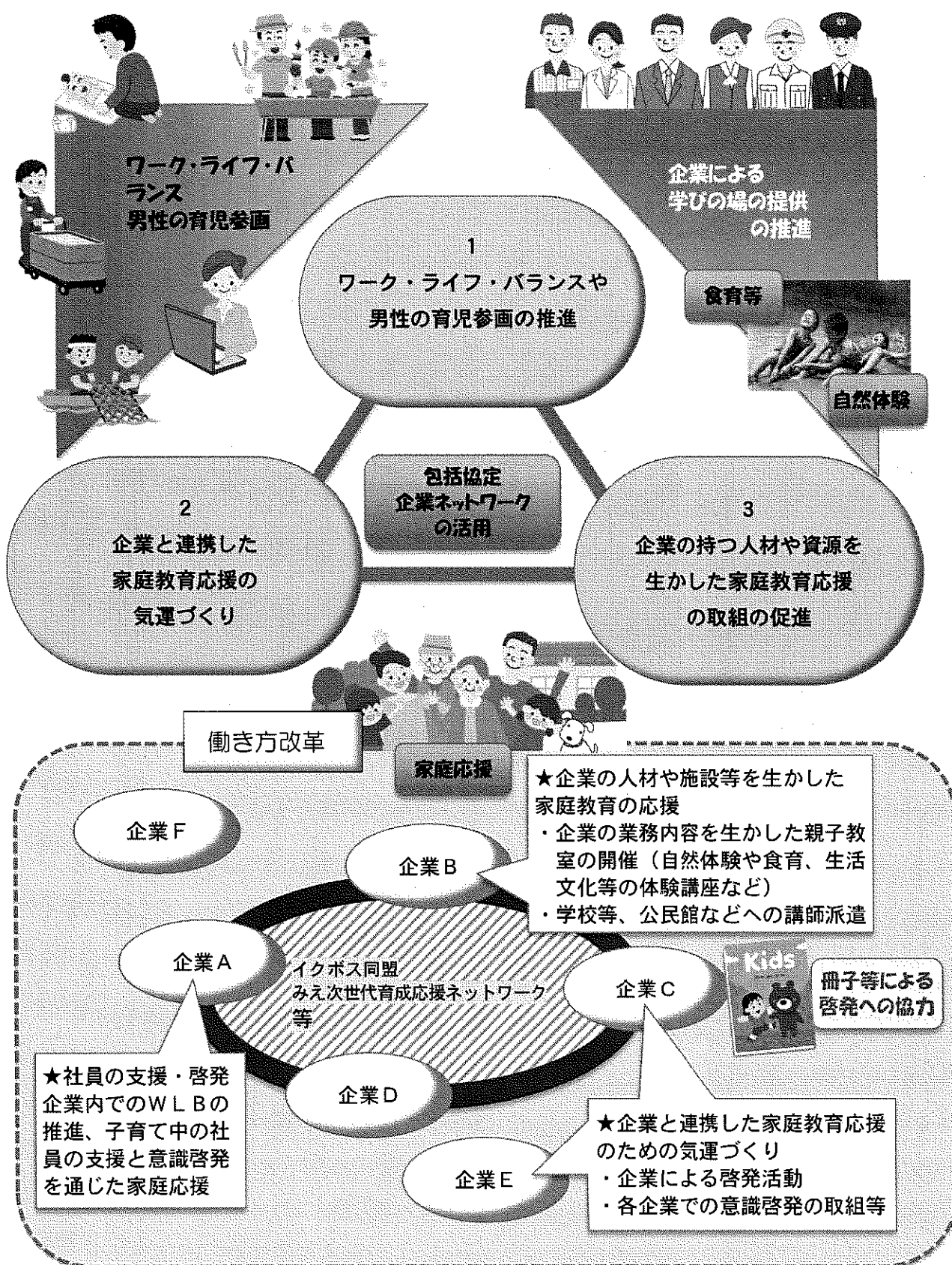
3 企業の持つ人材や資源を生かした家庭教育応援の取組の促進

地域社会全体で家庭教育を応援していくという趣旨に賛同する企業が、CSR（社会貢献活動）の一環として、自社の持つ人材、施設等を活用した学びの場の提供や体験講座の実施など、家庭教育応援の取組に参画いただくよう働きかけます。

(展開する取組)

地域社会で家庭教育を応援していくことに賛同する企業を増やす取組
企業の活動を生かした家庭教育応援の取組の促進
－「自然体験」や「食育」をテーマにした企業が実施する親子体験活動等の促進
例：必要に応じて包括協定を利用して、企業の持つ人や資源、技術などを活用した親子の学びの応援につながる講座や情報を提供

プロジェクトの展開イメージ



第5章 戦略の推進にあたって

1 多様な主体への期待

社会全体の「つながり」の中で家庭教育を応援していくという本戦略の理念を実現するためには、家庭、地域、学校等、企業、行政が方向性を共有し、相互に協働・連携して取り組むことが大切です。

(1) 家庭への期待

- 「心の拠り所」「教育の原点」として、子どもを温かく育むこと
- 子どもの成長を見据えた基本的な生活習慣づくり
- 学校等との連携を深め、教育効果を高め合うこと

(2) 地域への期待

- 学校等への支援、子育てや家庭教育の応援
- 家庭教育の応援に資する多様な学習・交流の機会の提供

(3) 学校等への期待

- 家庭と連携した、子どもたちの可能性の「開花」、「生き抜いていく力」の育成
- 教育活動を通じた、保護者に対する、家庭の教育力向上に向けた働きかけや情報提供

(4) 企業への期待

- 社会全体で家庭を支える気運の醸成
- ワーク・ライフ・バランスの推進など、企業活動を通じた家庭教育の応援

(5) 行政の役割

- 家庭の教育力向上に向けた総合的な施策の策定と実施
- 社会全体で家庭教育を応援する体制の構築、気運の醸成

2 県と市町との役割分担

行政として家庭教育の応援の施策を講じるにあたっては、県と市町の役割分担をふまえ、連携・協力した取組を進めていきます。

(1) 県の役割

- 県全体を視野に入れた、家庭教育の応援を目的とした体制の構築、および家庭教育応援施策の総合的な策定と実施

- 専門的、広域的な観点からの、取組の波及や助言

(2) 市町の役割

- 住民に最も近い自治体としての、地域の実情に応じた、家庭に寄り添う家庭教育応援施策の立案と実施

3 庁内の役割分担および連携

県としての家庭教育応援施策を進めるにあたっては、関係する部局がそれぞれの役割を果たすとともに、新たに設置する庁内連携会議の場を活用するなどにより連携し、切れ目のない家庭教育応援の取組を効果的に展開していきます。

(1) 各部局の役割

① 健康福祉部の役割

健康福祉部は、家庭教育の主担当部局として、家庭教育応援の取組を進めます。また、子どもの育ちや子育て支援を担当する部局として、保健福祉的な視点からの連携取組も推進します。

② 教育委員会の役割

教育委員会は、学校教育や社会教育を担当する部局として、市町教育委員会、社会教育団体等と連携し、家庭教育応援の取組を進めます。

③ 戦略企画部の役割

戦略企画部は、人づくり政策の総合調整を担当する部局として、健康福祉部、教育委員会およびその他関連する部局の家庭教育に関連する施策が切れ目なく展開され、かつ最大の取組効果を発揮できるよう、連携の推進を図ります。

④ その他部局の役割

その他家庭教育応援施策に関係する部局は、健康福祉部や教育委員会および戦略企画部と連携し、家庭教育応援の取組を進めます。

(2) 推進体制

関係部局で構成する「家庭教育応援推進会議（仮称）」を設置し、部局間の連絡調整、横断的な取組の推進を図るなど、日常的な連携・協力体制を構築します。

4 戦略の進行管理

本戦略の推進にあたっては、毎年度その成果を定期的に取りまとめ、県議会、総合教育会議、家庭教育応援推進会議に報告するとともに、会議等での意見をふまえ、次年度以降の施策展開に生かします。